平成27年度

栃木県グリーン調達推進方針

平成27年７月

栃　木　県

目　　次

栃木県グリーン調達推進方針

1　目的

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」第10条及び「栃木県生活環境の保全等に関する条例」第63条に規定する環境物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本県におけるグリーン調達の一層の推進を図る。

2　対象範囲

本方針の対象範囲は、率先実行計画の対象範囲と同様、県の全ての機関が行う物品又はサービス（以下「物品等」という。）の調達とする。

3　基本的な考え方

栃木県では環境負荷の低減に資する物品等（以下「環境物品等」という。）の優先的な調達に率先して取り組むことにより、環境物品等の市場の形成や開発の促進に寄与し、地域経済における環境物品等への需要の転換を促して、持続可能な循環型社会の形成を図ることを目指す。

そこで、物品等の調達に当たっては、まず調達の必要性と適正な調達数量について十分検討した後、在来品より割高になる場合もあるが、次のような環境負荷の低減に向けた配慮をしている物品等を調達することとする。

①　環境汚染物質の使用や放出が削減されている
②　資源やエネルギーの消費量が削減されている
③　長期間の使用や再使用が可能である
④　有効なリサイクルが可能である
⑤　廃棄時の処理・処分が容易になるような配慮がなされている

4　グリーン調達の推進方法

(1)　年度ごとの調達目標の決定

年度ごとに、前年度の調達実績や当該年度の調達予定を勘案して、当該年度に調達する環境物品等についての目標（以下「調達目標」という。）をとちぎ環境立県推進本部幹事会において決定する。ただし、新年度において当該年度の調達目標が決定されるまでは、前年度の調達目標を適用することとする。

(2)　調達担当課所におけるグリーン調達の実施

率先実行計画に定める課所等環境管理者（各課所等の長）は、調達目標に記載された品目を調達しようとする際には、入札条件に明示するなどの方法により、調達目標に記載された判断基準に適合した物品等を優先的に購入するものとする。

(3)　調達実績の把握等

①　課所等環境管理者は、前年度のグリーン調達の実施状況を別紙４「グリーン購入実績集計表」により率先実行計画に定める部局環境管理責任者（幹事課長等）に当該年度の５月25日までに報告するものとする。

②　部局環境管理責任者は、各部局庁分の報告内容を確認した後、その結果を全庁環境管理責任者（環境森林部長）に当該年度の５月31日までに報告するものとする。

③　全庁環境管理責任者（環境森林部長）は、グリーン調達の実績に係る全庁的な取りまとめを行い、目標の達成状況についての評価を行った後、とちぎ環境立県推進本部幹事会に報告するものとする。

④　本方針、調達目標及び調達実績については、県民に公表する。

５　平成27年度の調達目標

平成27年度の調達目標は、別紙１「平成27年度環境配慮物品等調達目標」のとおりとする。

別紙1

平成 27 年度環境配慮物品等調達目標

平成 27 年度において調達する次の品目については、判断基準を満たす物品等を優先的に調達することとし、その目標を次のとおり定める。

注意事項

1 品目名の「＊」表示は、平成 27 年度に新たに追加した品目である。

2 品目名の「◇」表示は、平成 27 年度に品目名・判断基準等を修正した品目である。

- ［適用］ → 判断基準を適用する部分が限定される場合、適用部分を表示
- ［対象］ → 調達目標の対象となる品目の製品例等を表示
- ［除外］ → 調達目標の対象とならない品目の製品例等を表示

3 判断基準の欄に「●」を付けて表示した事項は、環境配慮物品等であるかどうかの判断には直接使用しないが、こうした視点にも配慮して調達を行うことが望ましい事項である。

4 品目名及び判断基準の欄の下線表示部分は、国の方針と異なる部分である。

分類	品目名	適用条件 （対象／除外）	判断基準	目標の立て方	調達目標
1 紙類					
	紙類共通基準		〔紙類に共通して適用する基準〕 バージンパルプが使用される場合(間伐材等及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く)にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適正になされたものであること。[別紙2参照]	当該年度の各品目ごとの調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。
	情報用紙 （コピー用紙）		次の要件を満たすこと。なお、色紙については、調達可能な範囲で最も古紙パルプ配合率の高い製品の調達をもって適合物品の調達とみなす。 ① 古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を総合的に評価した総合評価値が 80 以上であること。 ② 製品に総合評価値及びその内訳(指標項目ごとの、指標値又は加算値及び評価値)が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載できない場合は、ウェブサイト等で確認できるものであること。 ③ 紙類共通基準を適用		
	情報用紙 （フォーム用紙）		次の要件を満たすこと。なお、色紙については、調達可能な範囲で最も古紙パルプ配合率の高い製品の調達をもって適合物品の調達とみなす。 ① 古紙パルプ配合率 70%以上かつ白色度 70%程度以下であること。 ② 塗工されているものについては、塗工量が両面で 12g／㎡以下であること。 ③ 紙類共通基準を適用		
	情報用紙 （インクジェットカラープリンタ用塗工紙）	[除外]写真用紙	次の要件を満たすこと。なお、色紙については、調達可能な範囲で最も古紙パルプ配合率の高い製品の調達をもって適合物品の調達とみなす。 ① 古紙パルプ配合率 70%以上であること。 ② 塗工量が両面で 20g／㎡以下であること。ただし、片面の最大塗工量は 12g／㎡とする。 ③ 紙類共通基準を適用		

	印刷用紙 （塗工されているもの） 印刷用紙 （塗工されていないもの）		次の要件を満たすこと。なお、色紙については、調達可能な範囲で最も古紙パルプ配合率の高い製品の調達をもって適合物品の調達とみなす。 ① 次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 塗工されていないものにあっては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び白色度を総合的に評価した総合評価値が 80 以上であること。 イ 塗工されているものにあっては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び塗工量を総合的に評価した総合評価値が 80 以上であること。 ② 製品の総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）がウエブサイト等で容易に確認できること。 ③ 再生利用しにくい加工が施されていないこと。 ④ 紙類共通基準を適用		
	衛生用紙 （トイレットペーパー）		古紙パルプ配合率 100%かつシングル巻きであること。		
	衛生用紙 （ティッシュペーパー）		古紙パルプ配合率 100%であること。		
2 文具類					
	文具類共通		〔文具類に共通して適用する基準〕 金属を除く主要材料が次のいずれかの要件を満たすこと。（金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものを排除するものではない。） ① プラスチック：再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること。 ② 木質：次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。 イ 原料として使用される原木は合法な木材が使用されていること。[別紙2参照] ③ 紙：次の要件を満たすこと。 ア 紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上であること。 イ 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、紙類共通基準を適用。[別紙2参照]	当該年度の各品目ごとの調達総量（金額）に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。
	シャープペンシル	［対象］ﾉｯｸ式・回転式ｼｬｰﾍﾟﾝ、複合筆記具	文具類共通基準を適用		
	シャープペンシル替芯	［適用］容器のみ ［対象］色しんを	文具類共通基準を容器に適用		

	含む	
ボールペン	[除外]レフィル(リフィール、リフィル、中しん)	文具類共通基準を適用
マーキングペン	[除外]インキカートリッジ、詰替用インキボトル、ペンしん	文具類共通基準を適用
鉛筆	[対象]色鉛筆を含む [除外]芯だけの鉛筆、色鉛筆	文具類共通基準を適用
スタンプ台	[除外]補充インキ	次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の 70%以上使用されていること(消耗部分を除く)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の 60%以上使用されていること。 ② ①以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
朱肉	[除外]補充用朱油、朱液	次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の 70%以上使用されていること(消耗部分を除く。)。ただし、ポストコンシューマ材料(製品として使用された後に廃棄された材料又は製品)からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の 60%以上使用されていること。 ② ①以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。
印章セット	[除外]補充用朱油、朱液	文具類共通基準を適用
印箱	[対象]印鑑・スタンプ類等の収納ケース	文具類共通基準を適用
公印	[対象]朱肉を使用し押印するもの	文具類共通基準を適用
ゴム印	[対象]連結式を含む	文具類共通基準を適用
回転ゴム印	[除外]ナンバリング・チェックライター等	文具類共通基準を適用
定規	[除外]製図機、製図台、コンパス	文具類共通基準を適用
トレー	[除外]デスク用	文具類共通基準を適用
消しゴム	[適用]巻紙、ケースのみ [除外]電動機	文具類共通基準を巻紙(スリーブ)又はケースに適用
ステープラー(汎用型)	[対象]紙を綴じ合わせる道具で針を用いない方式を含む	① 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の 70%以上使用されていること(機構部分を除く。)。

	[除外]電動ﾀｲﾌﾟ	② ①以外の場合にあっては、文具類共通基準を適用。 ● 再使用、再生利用又は適正廃棄が容易に行いうるように、分離・分別の工夫がなされていること。
ステープラー (汎用型以外)	[除外]電動ﾀｲﾌﾟ	文具類共通基準を適用 ● 再使用、再生利用又は適正廃棄が容易に行いうるように、分離・分別の工夫がなされていること。
ステープラー針リムーバー		文具類共通基準を適用 ● 再使用、再生利用又は適正廃棄が容易に行いうるように、分離・分別の工夫がなされていること。
連射式クリップ (本体)	[対象]本体のみ [除外]ｸﾘｯﾌﾟ	次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること(消耗部分を除く。)。ただし、ポストコンシューマ材料(製品として使用された後に廃棄された材料又は製品)からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。 ② ①以外の場合にあっては、文具類共通基準を適用。
事務用修正具 (テープ)	[対象]ｶﾊﾞｰﾃｰﾌﾟを含む [除外]交換用ﾃｰﾌﾟ、ｶｰﾄﾘｯｼﾞ	次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること(消耗部分を除く。)。ただし、ポストコンシューマ材料(製品として使用された後に廃棄された材料又は製品)からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。 ② ①以外の場合にあっては、文具類共通基準を適用。 ● 消耗品が交換できること。
事務用修正具 (液状)	[適用]容器のみ [除外]補充液	文具類共通基準を容器に適用
クラフトテープ (紙粘着)	[対象]梱包等に用いるテープ	① テープ基材については古紙パルプ配合率40%以上であること。 ② 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、紙類共通基準を適用。[別紙2参照] ● 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
粘着テープ (布粘着)	[対象]梱包等に用いるテープ	テープ基材(ラミネート層を除く。)については再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。
両面粘着紙テープ	[除外]ﾌｨﾙﾑ基材・基材無し両面ﾃｰﾌﾟ	① テープ基材については古紙パルプ配合率40%以上であること。 ② 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、紙類共通基準を適用。[別紙2参照]
製本テープ	[適用]ﾃｰﾌﾟ基材	文具類共通基準をテープ基材に適用

	［対象］ﾎｯﾄﾒﾙﾄ樹脂ﾀｲﾌﾟを含む ［除外］布製本ﾃｰﾌﾟ	
ブックスタンド	［除外］書見台、原稿台	次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料（製品として使用された後に廃棄された材料又は製品）からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。 ② ①以外の場合にあっては、文具類共通基準を適用。
ペンスタンド	［除外］筆入れ（箱）	文具類共通基準を適用
クリップケース		文具類共通基準を適用
はさみ		文具類共通基準を適用 ● 再使用、再生利用又は適正廃棄が容易に行いうるように、分離・分別の工夫がなされていること。
マグネット（玉）	［除外］ﾏｸﾞﾈｯﾄﾌｯｸ、ﾏｸﾞﾈｯﾄｸﾘｯﾌﾟ	文具類共通基準を適用
マグネット（バー）		文具類共通基準を適用
テープカッター	［対象］ｾﾛﾌｧﾝﾃｰﾌﾟ・梱包用ﾃｰﾌﾟ等を装着しｶｯﾄする用具 ［除外］電動ﾃｰﾌﾟｶｯﾀｰ、使い捨て用	文具類共通基準を適用
パンチ（手動）	［除外］千枚通し	文具類共通基準を適用
モルトケース（紙めくり用スポンジケース）	［除外］ｽﾎﾟﾝｼﾞのみ	文具類共通基準を適用
紙めくりクリーム	［適用］容器のみ	文具類共通基準を容器に適用
鉛筆削（手動）	［除外］ﾎﾙﾀﾞｰしん削り器	文具類共通基準を適用 ● 再使用、再生利用又は適正廃棄が容易に行いうるように、分離・分別の工夫がなされていること。
OAクリーナー（ウェットタイプ）	［適用］容器のみ ［除外］詰替用	次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。 ② ①以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。

			● 内容物が補充できること。
	OAクリーナー （液タイプ）		文具類共通基準を容器に適用 ● 内容物が補充できること。
◇	ダストブロワー	[対象]機器上に溜まった埃を吹き飛ばし清掃するための器具	フロン類が使用されていないこと。ただし、可燃性の高い物質が使用されている場合にあっては、製品に、その取扱いについての適切な記載がなされていること。
	レターケース	[対象]机上・棚上で使用する書類保管用箱型保管庫	文具類共通基準を適用
	メディアケース （CD・DVD・BD用）	[対象]箱状のもの、ﾌﾞｯｸﾀｲﾌﾟのもの	次のいずれかの要件を満たすこと。 ①ア　主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の 70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料（製品として使用された後に廃棄された材料又は製品）からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の 60%以上使用されていること。 イ　ア以外の場合にあっては、文具類共通基準を適用。 ②　CD、DVD 及びBD用にあっては、厚さ5mm 程度以下のスリムタイプケースであること。 ③　植物を原材料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。
	マウスパッド		文具類共通基準を適用
	OAフィルタ （枠あり）		次のいずれかの要件を満たすこと。 ①　文具類共通基準を満たすこと、又は、植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ②　枠部は、再生プラスチックが枠部全体重量の 50%以上使用されていること。
	丸刃式紙裁断機	[対象]丸刃付きｽﾗｲﾀﾞｰをｽﾗｲﾄﾞさせて裁断するﾀｲﾌﾟの紙裁断機	文具類共通基準を適用 ●　再使用、再生利用又は適正廃棄が容易に行いうるように、分離又は分別の工夫がなされていること。
	カッターナイフ	[除外]刃が台に固定されたまま裁断するもの	文具類共通基準を適用
	カッティングマット		文具類共通基準を適用 ●　マットの両面が使用できること。
	デスクマット		非塩ビ製品であること。
	OHPフィルム		次のいずれかの要件を満たすこと。 ①　再生プラスチックがプラスチック重量の 30%以上使用されていること。 ②　インクジェット用のものにあっては、①の要件を満たすこと、又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用さ

		れていること。
絵筆	[除外]刷毛	次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料(製品として使用された後に廃棄された材料又は製品)からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。 ② ①以外の場合にあっては、文具類共通基準を適用。
絵の具	[適用]容器のみ	文具類共通基準を容器に適用
墨汁	[適用]容器のみ [対象]朱墨を含む	文具類共通基準を容器に適用
のり(液状) (補充用を含む) のり(澱粉のり) (補充用を含む)	[適用]容器のみ [対象]貼ってはがせるのりを含む [除外]ガススプレー缶 [適用]容器のみ	文具類共通基準を容器に適用 ● 内容物が補充できること。
のり(固形) のり(テープ)	[適用]容器・ケースのみ [対象]貼ってはがせるのりを含む [除外]詰替用カートリッジ [適用]容器・ケースのみ [対象]貼ってはがせるのりを含む [除外]交換用テープ・カートリッジ	文具類共通基準を容器・ケースに適用 ● 消耗品が交換できること。
ファイル (用箋挟、文書保存箱、チャック付きケースを含む)	[対象] ・穴をあけてとじるファイル(フラットファイル、パイプ式ファイル等) ・穴をあけずにとじるファイル(フォルダー、透明ポケット式ファイル、スクラッ	次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。 ② 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、紙類共通基準を適用。[別紙2参照] ①以外の場合にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 文具類共通基準を満たすこと。

	ﾌﾟﾌﾞｯｸ、用箋挟等） ・その他ﾌｧｲﾙ（替表紙、板目表紙、名刺ﾎﾙﾀﾞｰ、はがきﾎﾙﾀﾞｰ、文書保存箱、チャック付きケース等）	イ クリアホルダーにあっては、上記アの要件を満たすこと、又は、植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ● 表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造であること。
バインダー	［対象］MP ﾊﾞｲﾝﾀﾞｰ、ﾘﾝｸﾞﾊﾞｲﾝﾀﾞｰ等	次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率 70%以上であること。 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、紙類共通基準を適用。［別紙2参照］ ② ①以外の場合にあっては、文具類共通基準を適用。 ● 表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造であること。
ファイリング用品	［対象］ﾌｧｲﾙ･ﾊﾞｲﾝﾀﾞｰに補充して用いる背見出し、ﾎﾟｹｯﾄ、仕切紙	文具類共通基準を適用
アルバム	［除外］台紙のみ	文具類共通基準を適用
つづりひも		次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 主要材料が紙の場合にあっては、原料として使用した古紙パルプの重量が製品全体重量の 70%以上であること。 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、紙類共通基準を適用。［別紙2参照］ ② 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の 70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の 60%以上使用されていること。 ③ ①②以外の場合にあっては、文具類共通基準を適用。
カードケース	［対象］書類保護用の薄い透明ｹｰｽ、名刺整理箱	文具類共通基準を適用
事務用封筒（紙製）	［対象］ｸｯｼｮﾝ材入りのものを含む	① 古紙パルプ配合率 40%以上であること。 ② 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、紙類共通基準を適用。［別紙2参照］
窓付き封筒（紙製）		① 古紙パルプ配合率 40%以上であること。 ② 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、紙類共通基準を適用。［別紙2参照］（窓部分に紙を使用している場合は、古紙パルプ配合率

		に係る判断の基準を窓部分には適用しない。） ③ 次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 窓部分はリサイクル可能窓であること。 イ 窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること、又は、植物を原料とするプラスチックが使用されていること。		
けい紙 起案用紙 ノート	[対象]レポート用紙、セクションペーパー、ルーズリーフ（無地含む）、メモ帳、原稿用紙、伝票、便箋 [除外]バインダーノート（バインダーに該当）	① 古紙パルプ配合率 70%以上であること。 ② 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、紙類共通基準を適用。[別紙2参照] ③ 塗工紙については塗工量が両面で 30g/㎡以下であること。 ④ 非塗工紙については白色度 70%程度以下であること。		
パンチラベル		粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。		
タックラベル インデックス 付箋紙	[対象]宛名用・タイトル用・OA 用ラベル [対象]ロールタイプを含む	① 古紙パルプ配合率 70%以上であること。 ② 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、紙類共通基準を適用。[別紙2参照] ● 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。		
付箋フィルム	[対象]ロールタイプを含む	文具類共通基準を適用 ● 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で溶解又は細かく分散するものであること。		
黒板拭き		文具類共通基準を適用		
ホワイトボード用イレーザー	[除外]交換用ホワイトイレイザー	文具類共通基準を適用		
額縁		文具類共通基準を適用		
ごみ箱	[除外]灰皿	次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の 70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料（製品として使用された後に廃棄された材料又は製品）からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の 60%以上使用されていること。 ② ①以外の場合にあっては、文具類共通基準を適用。		
リサイクルボックス	[対象]多段式、連結式を含む	次のいずれかの要件を満たすこと。		

		[除外]分別を目的としないもの	① 主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックが製品全体重量の70%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料(製品として使用された後に廃棄された材料又は製品)からなる再生プラスチックにあっては、製品全体重量の60%以上使用されていること。 ② ①以外の場合にあっては、文具類共通基準を適用。		
	缶・ボトルつぶし機(手動)		文具類共通基準を適用		
	名札(机上用)		文具類共通基準を適用		
	名札(衣服取付型・首下げ型)	[対象]標準規格製品(ﾋﾟﾝ･ｸﾘｯﾌﾟで留めるﾀｲﾌﾟ、吊り下げるﾀｲﾌﾟ)	文具類共通基準を適用		
	紙ひも		文具類共通基準を適用		
	下敷		文具類共通基準を適用		
	紙筒		文具類共通基準を適用		
	吸取紙		文具類共通基準を適用		
	鍵かけ(ﾌｯｸを含む)	[対象]鍵を掛けることを目的とした壁面・収納用の簡易ﾌｯｸ･ﾊﾝｶﾞｰの類 [除外]扉付ｷｰｹｰｽ(収納用什器(棚以外)に該当)	文具類共通基準を適用		
	チョーク		再生材料が製品全体重量比で 10%以上使用されていること。		
	グラウンド用白線		再生材料が製品全体重量比で 70%以上使用されていること。		
	梱包用バンド		① 主要材料が紙の場合にあっては、古紙パルプ配合率 100%であること。 ② 主要材料がプラスチックの場合にあっては、ポストコンシューマ材料(製品として使用された後に廃棄された材料又は製品)からなる再生プラスチックが製品全体重量の 25%以上使用されていること。ただし、廃ペットボトルのリサイクル製品は除く。		
3 オフィス家具等					
	〔オフィス家具等〕 いす	[対象] いす:回転・折り畳みいす(自立式)、固定いす(小いす、ｽﾂｰﾙ、ｿﾌｧｰ、ﾍﾞﾝﾁ)、教室用いす	次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器にあっては、ア及びオの要件を満たすこと。 ② ①以外の場合にあっては、金属を除く主要材料がイ～オのいずれかの要件を満たすこと。(金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものを排除するものではない。)	当該年度の各品目ごとの調達総量(金額)に占める基準を満たす物	100%とする。

		(生徒用いす、講義室いす(非自立式))等	また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合はウ a、紙が含まれる場合はエ b の要件をそれぞれ満たすこと。 ア 表下欄外備考表1に示された区分の製品にあっては、次の a、b 及び c の要件を、それ以外の場合にあっては、b 及び c との要件を満たすこと。	品の調達額の割合とする。	
	机	机:机(事務用・脇机、ﾜｺﾞﾝ、ﾊﾟｿｺﾝﾃﾞｽｸ、生徒用机)、ﾃｰﾌﾞﾙ、ｶｳﾝﾀｰ、台(作業台、演台、教卓)等	a 区分ごとの基準を上回らないこと。 b 単一素材分解可能率が 85%以上であること。 c 表下欄外備考表2の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。 イ プラスチック:再生プラスチックがプラスチック重量の 10%以上使用されていること、又は植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものがプラスチック重量の 25%以上使用されていること。		
	棚	棚:書架、物品棚、移動棚、その他(雑誌・新聞架、機器ﾗｯｸ、ｶｳﾝﾀｰ、ﾜｺﾞﾝ)等	ウ a 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は原料として使用される原木は合法な木材が使用されていること。[別紙2参照] b 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が 0.02 mg/㎡h以下又はこれと同等のものであること。 エ 紙		
	収納用什器(棚以外)	収納用什器:ｼｽﾃﾑ収納(壁面収納、ｽﾗｲﾄﾞ式収納)、ｷｬﾋﾞﾈｯﾄ(保管庫、機器収納、食器棚)、ﾛｯｶｰ、小型の収納、ﾜｺﾞﾝ等	a 紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上であること。 b 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、原料とされる原木は合法なものであること。[別紙2参照] オ 保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後 5 年以上とすること。 ● 修理や部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計、又は分解が容易である等部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。		
	ローパーティション	ﾛｰﾊﾟｰﾃｨｼｮﾝ:間仕切(ｼｽﾃﾑ型、自立型)	● 使用される塗料は、粉体塗料、水性塗料等の有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。		
	コートハンガー	ｺｰﾄﾊﾝｶﾞｰ:ｺｰﾄ・衣類用・帽子掛けﾊﾝｶﾞｰ(ﾊﾝｶﾞｰ・ﾌｯｸ類は除外)	● 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生されない部分については適正処理されるシステムがあること。		
	傘立て	傘立て:傘専用の家具	● 材料に木質が含まれる場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、合板、製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。		
	掲示板	掲示板:紙等を張り出す又は掲げるためのﾎﾞｰﾄﾞ	● 材料に紙が含まれる場合で、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、原料とされる原木は合法なものであること。[別紙2参照]		
	黒板	黒板:ﾁｮｰｸで描画し、黒板拭き	● 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担低減に配		

	ホワイトボード	で拭き消すボード ﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ：黒板以外の各種方式の筆記ボード	慮されていること。 ● 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。		

（備考）

表1 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器（収納庫）の棚板に係る機能重量の基準

区 分	基 準 〔棚板重量（kg）÷棚耐荷重（kg）〕
収納庫（カルテ収納棚等の特殊用途は除く。）の棚板	0.1
棚（書架・軽量棚・中量棚）の棚板	0.1

表2 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器に係る環境配慮設計項目

目 的	評価項目	評価基準
リデュース配慮設計	原材料の使用削減	原材料の使用量の削減をしていること。
	軽量化・減量化	部品・部材の軽量化・減量化をしていること。
リサイクル配慮設計	再生可能材料の使用	再生可能な材料を使用していること。
	再生可能材料部分の分離・分解の容易化	再生可能な材料を使用している部品は部品ごとに簡易に分離・分解できる接合方法であること。
		その他の部品は容易に取り外しができること。
	再生資源としての利用	合成樹脂部分の材料表示を図っていること。
		材質ごとに分別できる工夫を図っていること。

4 画像機器等 ◇					
◇	〔コピー機等〕 コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機		① 使用される用紙が調達目標に記載された品目に該当する場合は、判断基準（紙類参照）を満たす用紙に対応可能であること。 ② 次のいずれかの要件を満たすこと。 ア リユースに配慮したコピー機等であること。 イ 特定の化学物質（鉛及びその他化合物、水銀及びその他化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、PBB 並びに PBDE）が含有率基準値を超えないこと。 ③ 使用済製品の回収及び部品の再使用又は材料のマテリアルリサイクルのシステムがあること。また、回収した機器の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。 ④ 国際エネルギースタープログラムの基準（同プログラム制度運用細則に定める基準）を満たすこと。 ● 使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 ● 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。特に希少金属類を含む部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。 ● 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ● プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。	当該年度の各品目ごとの調達（リース・レンタル契約を含む）総量（金額）に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100％とする。ただし、リース・レンタル契約により設置するものにあっては、当該年度に新規もしくは現機種を変更して導入するものに限る。

			● 紙の使用量を削減できる機能を有すること。 ● 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ● 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。		
◇	〔プリンタ等〕 プリンタ プリンタ複合機	[対象] ﾌﾟﾘﾝﾀ:ﾓﾉｸﾛ･ｶﾗｰﾌﾟﾘﾝﾀ、ｲﾝｸｼﾞｪｯﾄ･ｲﾝﾊﾟｸﾄ方式のﾌﾟﾘﾝﾀ （大判ﾌﾟﾘﾝﾀ:A2ｻｲｽﾞ又は幅406㎜以上の連続媒体に対応する機） 兼用機（複合機）:ﾓﾉｸﾛ･ｶﾗｰﾌﾟﾘﾝﾀ／ﾌｧｸｼﾐﾘ兼用機	① 国際エネルギースタープログラムの基準（同プログラム制度運用細則に定める基準）を満たすこと。 ② 使用される用紙が調達目標に記載された品目に該当する場合は、判断基準（紙類参照）を満たす用紙に対応可能であること。 ③ 特定の化学物質（鉛及びその他化合物、水銀及びその他化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、PBB 並びに PBDE）が含有率基準値を超えないこと。 ● 使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 ● 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ● 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ● 紙の使用量を削減できる機能を有すること。 ● 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ● 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。		
◇	ファクシミリ	[対象] ﾌｧｸｼﾐﾘ:ﾓﾉｸﾛ･ｶﾗｰﾌｧｸｼﾐﾘ、ｲﾝｸｼﾞｪｯﾄ方式のﾌｧｸｼﾐﾘ	① 国際エネルギースタープログラムの基準（同プログラム制度運用細則に定める基準）を満たすこと。 ② 特定の化学物質（鉛及びその他化合物、水銀及びその他化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、PBB 並びに PBDE）が含有率基準値を超えないこと。 ● 使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 ● 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ● 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。		

			● 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ● 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。		
◇	スキャナ		① 国際エネルギースタープログラムの基準(同プログラム制度運用細則に定める基準)を満たすこと。 ② 特定の化学物質(鉛及びその他化合物、水銀及びその他化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、PBB 並びに PBDE)が含有率基準値を超えないこと。 ● 使用済み製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ● 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ● 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ● 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されてること。 ● 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。		
	プロジェクタ	[対象]コンピュータ入力端子を有し、コンピュータ等の画像を拡大投写できるフロント投写方式の有効光束が 5,000lm 未満の機器であって、一般の会議室、教室等で使用するものをいい、1m 以内の距離で 60 インチ(1.2m×0.9m)以上のスクリーンに投写できるプロジェクタ(以下「短焦点プロジェクタ」という。短焦点プロジェクタのうち、特に 0.5m 以内の距離で同様	① 製品本体の重量が表下欄外備考表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。 ② 消費電力が表下欄外備考表2に示された区分ごとの算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。 ③ 待機時消費電力が 0.5W 以下であること。ただし、ネットワーク待機時は適用外とする。 ④ 光源ランプに水銀を使用している場合は、次の要件を満たすこと。 ア 水銀の使用に関する注意喚起及び適切な廃棄方法に関する情報提供がなされていること。 イ 使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みがあること。 ⑤ 保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後 5 年以上とすること。 ⑥ 特定の化学物質(鉛及びその他化合物、水銀及びその他化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、PBB 並びに PBDE)が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 ● 光源ランプの交換時期が 3,000 時間以上であること。 ● 可能な限り低騒音であること。		

		に投写できるプロジェクタを「超短焦点プロジェクタ」という。）を含むものとする。	● 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ● 製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ● 筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。 ● 筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ● 製品とともに提供されるマニュアルや付属品等が可能な限り削減されていること。 ● 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ● 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。		
	トナーカートリッジ （新品・再生品）	［対象］新たに購入する補充用の製品、新品（本体機器メーカーによって製造・委託製造されたもの）、再生品（使用済トナーカートリッジにトナーを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたもの）	① 使用済トナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。 ② 回収したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量（トナーを除く）の 50%以上であること。 ③ 回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済製品全体重量（トナーを除く）の 95%以上であること。 ④ 回収したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については、焼却等の減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。 ⑤ トナーの化学安全性が確認されていること。 ⑥ 感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を処方構成成分として含まないこと。 ⑦ 使用される用紙が調達目標に記載された品目に該当する場合は、判断基準（紙類参照）を満たす用紙に対応可能であること。 ● 回収したトナーカートリッジのプラスチックが、材料又は部品として再びトナーカートリッジに使用される仕組みがあること。 ● 各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等を備えていること。 ● 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	当該年度の各品目ごとの調達総量（金額）に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。
	インクカートリッジ （新品・再生品）	［対象］新たに購入する補充用の製品［新品（本体機器メーカーによって製造・	① 使用済インクカートリッジの回収システムがあること。 ② 回収したインクカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量（インクを除く）の 25%以上であること。		

		委託製造されたもの)、再生品(使用済ｲﾝｸｶｰﾄﾘｯｼﾞにｲﾝｸを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、包装又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生ｶｰﾄﾘｯｼﾞであることの表記をされたもの)]	③ 回収したインクカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済製品全体重量の(インクを除く。)の95%以上であること。 ④ 回収したインクカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。 ⑤ インクの化学安全性が確認されていること ⑥ 使用される用紙が調達目標に記載された品目に該当する場合は、判断基準(紙類参照)を満たす用紙に対応可能であること。 ● 各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等を備えていること。 ● 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。		

(備考)

表1 製品本体重量の基準

有効光束：φ(lm)	光源ランプの数	重量の基準の算定式(kg)
φ＜2,500	−	4.0×α
2,500≦φ＜4,000	−	5.0×α
4,000≦φ＜5,000	1個	0.003×φ×α
	2個以上	0.003×φ×α×1.1

1 αは係数であって、短焦点プロジェクタの場合は1.2、それ以外の場合は1.0とする。
2 有効光束が4,000lm未満の機器であって、超短焦点プロジェクタの場合は、重量の基準の算定式によらず7.5kg以下とする。

表2 消費電力の基準

有効光束：φ(lm)	消費電力の算定式(W)
φ＜2,500	0.085×φ×α×β×γ＋80
2,500≦φ＜5,000	0.077×φ×α×β×γ＋80

1 α、β及びγは係数であって、次の数値を表す。
α：解像度がWXGA(1,280×768ドット)以上のプロジェクタの場合は1.1、それ以外の場合は1.0
β：超短焦点プロジェクタ又は短焦点プロジェクタの場合は1/cosθ、それ以外の場合は1.0。
ただし、θは打上角(プロジェクタのレンズ(ミラー)中心を通る水平線と投射画面中心の角度)とし、最大で1.3とする。
γ：光源にランプを2個以上使用する場合は1.5、それ以外の場合は1.0

5 電子計算機等 ◇

◇	電子計算機(パソコン等)	[除外]演算処理・主記憶・入出力制御・電源装置がいずれも多重化された構造のもの、サーバ型電子計算機のうち複合理論性能が1秒につき20万ﾒｶﾞ演算以上のもの、複合理論性能が1秒につき100ﾒｶﾞ演算未満のもの、256超のﾌﾟﾛｾｯｻからなる演算処理装置を用いて演	① サーバ型電子計算機にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 省エネ法のトップランナー基準達成率が180以上であること。ただし、CPUの種別が専用CISCの場合は、省エネ法のトップランナー基準に示された基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 イ 国際エネルギースタープログラムの基準(同プログラム制度運用細則に定める基準)を満たすこと。 ② クライアント型電子計算機にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 省エネ法のトップランナー基準達成率が200以上であること。 イ 国際エネルギースタープログラムの基準(同プログラム制度運用細則に定める基準)を満たすこと。 ③ 特定の化学物質(鉛及びその他化合物、水銀及びその他化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、PBB並びにPBDE)は含有率基準値を超えないこと。また、含有情報がウェブ等で容易に	当該年度の各品目ごとの調達(リース・レンタル契約を含む)総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。ただし、リース・レンタル契約により設置するものにあっては、当該年度に新規もしくは現機種を変

		算を実行できるもの、磁気ﾃﾞｨｽｸを内蔵しない電池駆動のもの等	確認できること。 ④　一般行政事務用ノートパソコンの場合にあっては、搭載機器・機能の簡素化がなされていること。 ●　資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ●　一般行政事務用ノートパソコンにあっては、二次電池（バッテリ）の駆動時間が必要以上に長くないこと。 ●　一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。 ●　筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること、又は、植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。 ●　筐体又は筐体部品にマグネシウム合金が使用される場合には、再生マグネシウム合金が可能な限り使用されていること。 ●　製品とともに提供されているマニュアルやリカバリCD等の付属品が可能な限り削減されていること。 ●　製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ●　包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。		更して導入するものに限る。
	磁気ディスク装置	［除外］記憶容量が１ｷﾞｶﾞﾊﾞｲﾄ以下のもの、ﾃﾞｨｽｸの直径が40㎜以下のもの、最大ﾃﾞｰﾀ転送速度が１秒につき270ｷﾞｶﾞｲﾊﾞｲﾄを越えるもの、光ディスク装置	省エネ法のトップランナー基準に示された基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 ●　使用済み製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ●　分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ●　一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ●　製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。		
	ディスプレイ	［対象］主としてｺﾝﾋﾟｭｰﾀの表示装置として使用する標準的なも	①　国際エネルギースタープログラムの基準（同プログラム制度運用細則に定める基準）を満たすこと。 ②　動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻ること。		

		の（61インチ以下）	③ 特定の化学物質（鉛及びその他化合物、水銀及びその他化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、PBB並びにPBDE）は、含有率基準値を超えないこと。また、含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 ● 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ● 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ● 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ● 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されてること。 ● 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。		
	記録用メディア	［適用］容器のみ ［対象］直径12cmのCD-R、CD-RW、DVD±R、DVD±RW、DVD-RAM、BD-R、BD-RE	次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 再生プラスチックがケース全体重量の30%以上使用されていること。 ② 厚さ5mm程度以下のスリムタイプケースであること。又は集合タイプ（スピンドルタイプなど）であること。 ③ 植物を原材料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 紙製にあっては、古紙パルプ配合率70%以上であること。 ④ 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、原料とされる原木は合法なものであること。［別紙2参照］ ● 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されてること。	当該年度の各品目ごとの調達総量（金額）に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。
6 オフィス機器等 ◇					
◇	シュレッダー	［除外］裁断モーターの出力が500W以上のもの、裁断を行っていないときに自動的に裁断モーターが停止しないもの	① 待機時消費電力が1．5W以下であること。 ② 低電力モード又はオフモードを備える機器については、これらのモードへの移行時間が出荷時に10分以下に設定されていること。 ● 特定の化学物質（鉛及びその他化合物、水銀及びその他化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、PBB並びにPBDE）が含有率基準値を超えないこと。 ● 使用済み製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用され	当該年度の各品目ごとの調達（リース・レンタル契約を含む）総量（金額）に占める基準を満た	100%とする。ただし、リース・レンタル契約により設置する

			ない部分については適正処理されるシステムがあること。 ● 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ● 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ● 裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること。 ● 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されてること。 ● 包装材の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。	す物品の調達額の割合とする。	ものにあっては、当該年度に新規もしくは現機種を変更して導入するものに限る。
	デジタル印刷機	[対象]デジタル製版機能を有した孔版方式の全自動印刷機	① エネルギー消費効率が、表下欄外備考表1に示された区分ごとの基準の数値を上回らないこと。 ② 使用される用紙が調達目標に記載された品目に該当する場合は、判断基準(紙類参照)を満たす用紙に対応可能であること。 ● インク容器の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ● 使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 ● 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ● 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ● 低電力モード(一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられる低電力状態をいう。以下同じ。)及びオートシャットオフモード(一定時間操作が行われなかった後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下同じ。)への移行時間は出荷時に5分以下に設定されていること。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値とする。 ● 製造の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の簡易さ及び廃棄物の負荷低減に配慮されていること。 ● 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。		
	掛時計	[対象]太陽電池又は一次電池により作動す	次のいずれかの要件を満たすこと ① 太陽電池及び小形充電式電池(二次電池)を有し、一次電池を使用せず作動するものであること。	当該年度の各品目ごとの調	100%とする。

		る壁掛型のもの [除外]講堂等で用いる大型のもの	② 太陽電池及び一次電池が使用される場合には、通常の使用状態で一次電池が5年以上使用できるものであること。 ③ 一次電池のみで使用される場合には、電池が5年以上使用できるものであること。 ● 使用される一次電池の個数が、可能な限り少ないこと。 ● プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ● 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	
	電子式卓上計算機	[対象]通常の行政事務の用に供するもの [除外]複合機能を有するもの	① 使用電力の50%以上が太陽電池から供給されること。 ② 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 ● 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。		
◇	一次電池又は小型充電式電池	[対象]単1形、単2形、単3形、単4形	次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 一次電池にあっては、表下欄外備考表2に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。 ② 小形充電式電池(二次電池)であること。 ● 使用済みの小形充電式電池の回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ● 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。		

(備考)

表1 デジタル印刷機のエネルギー消費効率の基準

		デジタル印刷機エネルギー消費効率(W)			
		A3対応機		B4対応機、A4対応機	
		プリンタ機能作動時	プリンタ機能非作動時	プリンタ機能作動時	プリンタ機能非作動時
プリンタ機能標準装備型		35.5	28	22	20
上記以外	プリンタ機能あり	35.5		22	
	プリンタ機能なし		24		19

1 「プリンタ機能標準装備型」とは、パソコンの出力プリンタとして動作する機能が標準装備として付加され、製品として切り離すことのできないものをいう。
2 エネルギー消費効率の算定方法については次式による。
E=(A+7×B)/8
A:機械立ち上げ時の1時間における消費電力量(Wh)、B:通常時の1時間における消費電力量(Wh)

表２ 一次電池に係る最小平均持続時間

形状の通称（寸法：高さ・直径）	負荷抵抗（Ω）	最小平均持続時間	
		初度	12か月貯蔵後及び使用推奨期限
単１形（61.5mm・34.2mm）	1.5	520分	465分
	600mA（放電電流）	11時間	9.9時間
	10	85時間	76時間
	2.2	16時間	14時間
単２形（50.0mm・26.2mm）	3.9（携帯電灯条件）	800分	720分
	400mA（放電電流）	8.0時間	7.2時間
	20	80時間	72時間
	3.9（モーター使用機器・玩具）	14時間	12時間
単３形（50.5mm・14.5mm）	43	60時間	54時間
	3.9	5.0時間	4.5時間
	100mA（放電電流）	15時間	13.5時間
	250mA（放電電流）	5.0時間	4.5時間
	1,000mA（放電電流）	220回	195回
	1,500mW 650mW	40回	36回
	24	33時間	29時間
	3.3	190分	170分
単４形（44.5mm・10.5mm）	5.1（携帯電灯条件）	130分	115分
	24	14.5時間	13.0時間
	5.1（モーター使用機器・玩具）	2.0時間	1.8時間
	75	44時間	39時間
	600mA（放電電流）	170回	150回
	100mA（放電電流）	7.0時間	6.3時間

１ 「最小平均持続時間」は、JIS C 8515に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。
２ JIS C 8515で規定されるアルカリ乾電池に適合する一次電池は、本基準をみたす。

７ 移動電話等 ◇					
	携帯電話 PHS	[対象]通常の行政事務の用に供するもの	① 携帯電話又はPHSにあっては、ア又はイのいずれかの要件を満たすこと。 ア 搭載機器・機能の簡素化がなされていること。 イ 機器本体を交換せずに、端末に搭載するアプリケーションのバージョンアップが可能となる取組がなされていること。 ② 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。環境配慮設計の実施状況については、その内容がウエブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。 ③ 使用済製品の回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。回収及びマテリアルリサイクルのシステムについては、取組効果の数値が製造事業者、通信事業者又は販売事業者等のウエブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。 ④ 回収した製品の部品の再使用又は再生利用できない部分については、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において適正処理されるシステムがあること。 ⑤ バッテリー等の消耗品について、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること（製品製造終了後6年以上保有）。	当該年度の各品目ごとの調達（リース・レンタル契約を含む）総量（金額）に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100％とする。ただし、リース・レンタル契約により導入するものにあっては、当該年度に新規もしくは現機種を変更して導入するものに限る。
＊	スマートフォン				

			⑥　特定の化学物質（鉛及びその他化合物、水銀及びその他化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、PBB 並びに PBDE）が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 ●　製品の省電力化や充電器の待機時消費電力の低電力化等による省エネルギー化がなされていること。 ●　筐体又は部品に希少金属類が使用されている場合、希少金属類を可能な限り減量または代替する取組がなされていること。 ●　機器本体や消耗品以外の部品についても、修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること。 ●　筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。 ●　筐体又は部品（充電器含む。）にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ●　製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ●　包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。		

（備考）
1 「搭載機器・機能の簡素化」とは、可能な限り通話及びメール機能等に限定することとする。
2 判断の基準②の環境配慮設計とは、製品等の省資源化、製品の省電力化、製品の長寿命化、共有化設計、分離・分解しやすい設計、リサイクル時の環境負荷低減、分離分解が容易な構造、分別の容易性に配慮した設計をいう。
3　判断の基準③の「回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
回収のシステムについては、次の要件ア、イ及びウを満たすこと。
ア．製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品等を回収（自ら回収し、又は他の者に委託 して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。）するルート（販売店における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。
イ．回収が適切に行われるよう、製品本体に製品名及び事業者名（ブランド名なども可）が廃棄時に見やすく記載されていること。
ウ．製品の包装、同梱される印刷物、本体製品の取扱説明書又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し使用済製品等の回収に関する具体的な情報（回収方法、回収窓口等）の提供がなされていること。
マテリアルリサイクルのシステムについては、次の要件エ及びオを満たすこと。
エ．金属やプラスチック等を材料としてリサイクルするための取組がなされていること。
オ．部品の素材情報については、廃棄時に分別が容易なよう可能な限り記載されていること。
4　判断の基準⑤については、通信システムの切替等にともない、当該機器が継続的に使用できない場合にあっては、「製品製造終了後6年以上保有」は適用しないものとする。

8　家電製品					
◇	〔電気冷蔵庫等〕	［除外］熱電素子を使用するもの、業務の用に供するために製造されたもの、	①　省エネ法の多段階評価基準に示された 2010 年度以降の各年度の目標に係る基準エネルギー消費効率達成率 165%以上（「☆☆☆☆」以上）であること。 （経過措置）	当該年度の各品目ごとの調達（リース・レンタ	100%とする。ただし、リー

	電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫	吸収式のもの	定格内容積 250 リットル以下のものについては、当面の間、基準エネルギー消費効率達成率を 100%以上(「☆☆」以上)と読み替える。また、定格内容積 250 リットル超 400 リットル以下のものについては、平成 27 年度末まで、基準エネルギー消費効率達成率を 133%以上(「☆☆☆」以上)と読み替える。 ② 冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 ③ 特定の化学物質(鉛及びその他化合物、水銀及びその他化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、PBB 並びに PBDE)が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 ● 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ● プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ● 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ● 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担低減に配慮されていること。 ● 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。	ル契約を含む)総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	ス・レンタル契約により設置するものにあっては、当該年度に新規もしくは現機種を変更して導入するものに限る。
◇	テレビジョン受信機	[除外]ブラウン管テレビ、産業用のもの、水平周波数が 33.8 キﾛﾍﾙﾂを越えるﾌﾞﾗｳﾝ管方式ﾏﾙﾁｽｷｬﾝ対応のもの、海外からの旅行者向けのもの、ﾘｱﾌﾟﾛｼﾞｪｸｼｮﾝ方式のもの、受信機型サｲｽﾞが 10 型若しくは 10V 型以下のもの、ﾜｲﾔﾚｽ方式のもの、電子計算機用ﾃﾞｨｽﾌﾟﾚｲ	① 液晶パネルを有するテレビジョン受信機又はプラズマディスプレイパネルを有するテレビジョン受信機にあっては、省エネ法の多段階評価基準に示された 2012 年度以降の各年度の目標に係る基準エネルギー消費効率の達成率が 198%以上(「☆☆☆☆」以上)であること。 (経過措置) 平成 27 年度末まで、基準エネルギー消費効率達成率を 149%以上(「☆☆☆」以上)と読み替える。 ② 赤外線リモコン待機時(リモコンで電源を切った状態)の消費電力が 0.5W 以下であること。 ③ 特定の化学物質(鉛及びその他化合物、水銀及びその他化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、PBB 並びに PBDE)が含有基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 ● 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ● プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ● 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担軽減に配慮されていること。 ● 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。		

	ビデオテープレコーダー	[除外]DVDレコーダー、産業用のもの、音声及び映像に係る電気信号をデジタル方式で処理するもの、走査線数が1125本以上の電気信号を処理するもの、再生機能のみ有する構造のもの、デジタル放送受信機内蔵のもの	省エネ法のトップランナー基準に示された基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 ● プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ● 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担軽減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。	当該年度の各品目ごとの調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。
◇	電気便座	[除外]他の給湯設備から温水の供給を受けるもの、温水洗浄装置のみのもの、可搬式のもののうち福祉の用に供するもの、専ら鉄道車両において用いるためのもの	省エネ法の多段階評価基準に示された2012年度以降の各年度の目標に係る基準エネルギー消費効率の達成率が159%以上(「☆☆☆☆」以上)であること。 (経過措置) 温水洗浄便座のうち瞬間式であって、節電方式としてタイマー方式及び非使用状態(夜間等)を判別する機能を備えているものについては、平成27年度末まで、基準エネルギー消費効率達成率を129%以上(「☆☆☆」以上)と読み替える。 暖房便座及び温水洗浄便座のうち貯湯式のものについては、当面の間、基準エネルギー消費効率達成率を100%以上(「☆☆」以上)と読み替える。 ● 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ● 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ● 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ● 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。		
◇	電子レンジ	[除外]ガスオーブンを有するもの、業務の用に供するために製造されたもの、定格入力電力が200ボルト専用のもの、庫内高さが135ミリメートル未満のもの、システム	① 省エネ法のトップランナー基準に示された基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 ② 待機時消費電力が0.05W未満であること。 ③ 特定の化学物質(鉛及びその他化合物、水銀及びその他化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、PBB並びにPBDE)が含有基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 ● 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。		

		キッチンその他のものに組み込まれたもの	● 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ● 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ● 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。		
9 エアコン等					
◇	エアコン	[除外]冷房能力が28kW(マルチタイプのものは50.4kW)を超えるもの、ウィンド型・ウォール型及び冷房専用のもの、水冷式のもの、圧縮用電動機を有しない構造のもの、電気以外のｴﾈﾙｷﾞｰを暖房の熱源とする構造のもの、機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理を目的とするもの、専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの、ｽﾎﾟｯﾄｴｱｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰ、車両その他の輸送機関用に設計されたもの、高気密・高断熱住宅用ダクト空調システム、冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱層(暖房用を兼ねるものを含む。)	① 家庭用エアコン 省エネ法の多段階評価基準に示された2010年度以降の各年度の目標及び2012年度以降の各年度の目標に係る基準エネルギー消費効率達成率114%以上(「☆☆☆☆」以上)であること。 ② 業務用エアコン 省エネ法のトップランナー基準に示された2015年度以降の目標に係る基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率の数値に88/100を乗じて小数点以下第1位未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。 ③ 冷媒にオゾン層破壊物質が使用されていないこと。 ④ 特定の化学物質(鉛及びその他化合物、水銀及びその他化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、PBB並びにPBDE)が含有基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 ● 家庭用のエアコンにあっては、冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は750以下であること。業務の用に供するエアコンにあっては、冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 ● 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ● 製品を設計し、製造する場合は、冷媒の充填量の低減、一層の漏えい防止、回収のしやすさなどに配慮し、併せてこれらの情報の開示がなされていること。 ● プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ● 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	当該年度の各品目ごとの調達(リース・レンタル契約を含む)総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。ただし、リース・レンタル契約により設置するものにあっては、当該年度に新規もしくは現機種を変更して導入するものに限る。

		を有する構造のもの、専用の太陽電池ﾓｼﾞｭｰﾙで発生した電力によって圧縮機・送風機その他主要構成機器を駆動する構造のもの、床暖房又は給湯の機能を有するもの、熱回収式マルチエアコン	● 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。		
◇	ガスヒートポンプ式冷暖房機	[対象]定格冷房能力が 7.1kW を超え 28kW 未満のもの	① 成績係数が表下欄外備考に示された区分の数値以上であること。 ② 冷媒にオゾン層破壊物質が使用されていないこと。 ● 冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 ● 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ● プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ● 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ● 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。		
	ストーブ	[対象]ｶﾞｽｽﾄｰﾌﾞ、石油ｽﾄｰﾌﾞ [除外]開放式のもの、ｶﾞｽ(都市ｶﾞｽのうち13Aのｶﾞｽｸﾞﾙｰﾌﾟに属するもの・液化石油ｶﾞｽを除く)を燃料とするもの、半密閉式ｶﾞｽｽﾄｰﾌﾞ、最大燃料消費量が 4.0L/h を超える構造の半密閉式石油ｽﾄｰﾌﾞ、最大燃料消費量が 2.75L/h を超える構造の密閉式石油ｽﾄｰﾌﾞ	省エネ法のトップランナー基準に示されたエネルギー消費効率を下回らないこと。 ● 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ● プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ● 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ● 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。		

（備考）

表　ガスヒートポンプ式冷暖房機に係る成績係数

区分	成績係数の種類	成績係数
JIS適合機種	期間成績係数（APF）	1.42
JIS適合外機種	一次エネルギー換算成績係数（COP）	1.15

10　温水器等

◇	ヒートポンプ式電気給湯器		①　家庭用ヒートポンプ式電気給湯器にあっては、省エネ法のトップランナー基準に示された基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 （経過措置） 平成27年度末まで、②に示す業務用ヒートポンプ式電気給湯器を家庭用ヒートポンプ式電気給湯器に読み替える。 ②　業務用ヒートポンプ式電気給湯器にあっては、成績係数が3.50以上であること。 ③　家庭用ヒートポンプ式電気給湯器にあっては、冷媒にフロン類が使用されていないこと。 ④　業務用ヒートポンプ式電気給湯器にあっては、冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ●　冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。 ●　分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ●　プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ●　製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ●　包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。	当該年度の各品目ごとの調達（リース・レンタル契約を含む）総量（金額）に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100％とする。ただし、リース・レンタル契約により設置するものにあっては、当該年度に新規もしくは現機種を変更して導入するものに限る。
	ガス温水機器	［除外］貯蔵式湯沸器、業務の用に供するために製造されたもの、ガス（都市ガスのうち13Aのガスグループに属するもの・液化石油ガスを除く）	省エネ法のトップランナー基準に示された基準エネルギー消費効率基準を下回らないこと。 ●　分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ●　プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ●　製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。		

		を燃料とするもの、浴室内に設置する構造のガスふろがまであって不完全燃焼を防止する機能を有するもの、給排気口にダクトを接続する構造の密閉式ガスふろがま	● 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。		
	石油温水機器	[除外]ポット式バーナー付きふろがま、業務の用に供するために製造されたもの、薪材を燃焼させる構造を有するもの、ゲージ圧力 0.1MPa を超える温水ボイラー	省エネ法のトップランナー基準に示された基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 ● 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ● プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ● 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ● 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。		
	ガス調理機器	[除外]業務の用に供するために製造されたもの、ガス(都市ガスのうち 13A のガスグループに属するもの・液化石油ガスを除く)を燃料とするもの、ガスグリル、ガスクッキングテーブル、ガス炊飯器、カセットこんろ	① こんろ部にあっては、省エネ法のトップランナー基準に示された基準エネルギー消費効率基準を下回らないこと。 ② グリル部にあっては、省エネ法のトップランナー基準に示された基準エネルギー消費効率基準を上回らないこと。 ③ オーブン部にあっては、省エネ法のトップランナー基準に示された基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 ● 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ● プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ● 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ● 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。		
11 照明					
	蛍光灯照明器具		① 次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 使用用途が施設用又は卓上スタンド用にあっては、省エネ法のトップランナー基準に示された基準エネルギー消費効率を下回らないこと。	当該年度の各品目ごとの調達総量(金額)に占める基準を満たす物	100%とする。

			② 特定の化学物質（鉛及びその他化合物、水銀及びその他化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、PBB 並びに PBDE）が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 ● 初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。 ● 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ● 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ● 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ● 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。	品の調達額の割合とする。
◇	LED 照明器具	［対象］照明用白色 LED を用いた、つり下げ型、じか付け形、埋込み形、壁付け形及び卓上スタンドとして使用する器具とする。 ［除外］従来の蛍光ランプで使用されている口金と同一形状の口金を有するLEDランプを装着できる照明器具のうち、口金を経てLEDランプへ給電する構造を持つ照明器具	① 固有エネルギー消費効率が表下欄外備考表1に示された基準を満たすこと。 ② 演色性は平均演色評価数Raが 80 以上であること。ただし、ダウンライト及び高天井器具の場合は、平均演色評価数Raが 70 以上であること。 ③ LED モジュール寿命は 40,000 時間以上であること。 ④ 特定の化学物質（鉛及びその他化合物、水銀及びその他化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、PBB 並びに PBDE）が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 ● 初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。 ● 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ● 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ● 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。 ● 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。	
	LED を光源とした内照式表示灯	［対象］内蔵するLED 光源によって文字等を照らす表示板、案	① 定格寿命は 30,000 時間以上であること。 ② 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。	

		内板等とし、放熱等光源の保護に対応しているもの	● 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ● 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ● プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ● 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ● 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。		
	蛍光ランプ(大きさの区分 40 形直管蛍光ランプ)		次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 高周波点灯専用形(Hf)である場合は、次の基準を満たすこと。 ア ランプ効率が 100lm/W 以上であること。 イ 演色性は平均演色評価数 Ra が 80 以上であること。 ウ 管径は 25.5(±1.2)mm 以下であること。 エ 水銀封入量は製品平均 5mg 以下であること。 オ 定格寿命は 10,000 時間以上であること。 ② ラピッドスタート形又はスタータ形である場合は、以下の基準を満たすこと。 ア ランプ効率が 85lm/W 以上であること。 イ 演色性は平均演色評価数 Ra が 80 以上であること。 ウ 管径は 32.5(±1.5)㎜以下であること。 エ 水銀封入量は製品平均 5 ㎎以下であること。 オ 定格寿命は 10,000 時間以上であること。 ● 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。		
◇	電球形状のランプ	[対象]ソケットにそのまま使用可能なランプ [除外]人感センター、非常用照明(直流電源回路)等	次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 電球型 LED ランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア ランプ効率が表下欄外備考表2に示された区分ごとの基準を満たすこと。ただし、ビーム開きが 90 度未満の反射形タイプの場合は、ランプ効率が 50lm/W 以上であること。 イ 演色性は平均演色評価数Raが 70 以上であること。 ウ 定格寿命は 40,000 時間以上であること。ただし、ビーム開きが 90 度未満の反射形タイプの場合は、30,000 時間以上であること。 ② 電球形蛍光ランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア 省エネ法のトップランナー基準に示された基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 イ 水銀封入量は製品平均 4mg 以下であること。 ウ 定格寿命は 6,000 時間以上であること。 ③ 上記①、②以外の電球形状のランプである場合は、次の基準を満たすこと。		

			ア　ランプ効率が 50lm/W 以上であること。 イ　定格寿命は 6,000 時間以上であること。 ●　製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。		

（備考）

表1　LED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準

光源色	固有エネルギー消費効率
昼光色	110lm/W以上
昼白色	
白色	
温白色	75lm/W以上
電球色	

1　昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「LED照明器具」に含まれないものとする。
2　ダウンライトのうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色であって、かつ器具埋込穴寸法が300mm以下のものについては、
　固有エネルギー消費効率の基準を85lm/W以上とする。
3　高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を100lm/W以上とする。

表2　電球型LEDランプに係るランプ効率の基準

光源色	ランプ効率
昼光色	80lm/W以上
昼白色	
白色	
温白色	70lm/W以上
電球色	

1　昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「蛍光ランプ」及び「電球形状のランプ」に含まれないものとする。
2　調光・調色対応の電球形LEDランプについては、光源色別の区分のランプ効率の基準から5lm/Wを差し引いた値とする。
　なお、当該ランプのランプ効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。

12　自動車等					
◇	自動車	［対象］普通自動車、小型自動車、軽自動車 ［除外］二輪車	新しい技術の活用等により従来の自動車と比較して著しく環境負荷の低減を実現した自動車であって、次に掲げる自動車であること。 ①　電気自動車 ②　天然ガス自動車 ③　ハイブリッド自動車 ④　プラグインハイブリッド自動車 ⑤　燃料電池自動車 ⑥　水素自動車 ⑦　クリーンディーゼル自動車（乗車定員 10 人以下の乗用の用に供する自動車（以下「乗用車」という。）に限る。以下同じ。） ⑧　乗用車・小型バス ア　ガソリン自動車 乗用車にあっては、表下欄外備考表1に示された区分の排出ガス基準に適合し、省エネ法のトップランナー基準に示された 2015 年度以降の各年度の目標に係る区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。	当該年度における自動車の調達（リース・レンタル契約を含む）総量（台数）とする。	調達目標は設定しない。

乗車定員 11 人以上かつ車両総重量 3.5t以下の乗用の用に供する自動車（以下「小型バス」という。）にあっては、表下欄外備考表1に示された区分の排出ガス基準に適合し、省エネ法のトップランナー基準に示された 2015 年度以降の各年度の目標に係る区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。
イ ディーゼル自動車
小型バスにあっては、省エネ法のトップランナー基準に示された 2015 年度以降の各年度の目標に係る区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。
⑨ 小型貨物車
ア ガソリン自動車
車両総重量 3.5t以下の貨物自動車（以下「小型貨物車」という。）にあっては、表下欄外備考表1に示された区分の排出ガス基準に適合し、省エネ法のトップランナー基準に示された 2015 年度以降の各年度の目標に係る区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。
イ ディーゼル自動車
軽貨物車、軽量貨物車にあっては、表下欄外備考表2に示された区分ごとの燃費基準値を満たし、中量貨物車にあっては省エネ法のトップランナー基準に示された 2015 年度以降の各年度の目標に係る区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。
⑩ 重量車
ア 乗車定員１１人以上かつ車両総重量 3.5t超の乗用自動車にあっては、省エネ法のトップランナー基準に示された 2015 年度以降の各年度の目標に係る区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。
イ 車両総重量 3.5t超の貨物自動車（けん引自動車を除く。以下「トラック等」という。）にあっては、省エネ法のトップランナー基準に示された 2015 年度以降の各年度の目標に係る区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。
ウ 車両総重量 3.5t超の貨物自動車（けん引自動車に限る。以下「トラクタ」という。）にあっては、省エネ法のトップランナー基準に示された 2015 年度以降の各年度の目標に係る区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。
⑪ LPガス自動車
ア 乗用車にあっては、表下欄外備考表1に示された区分の排出ガス基準に適合し、省エネ法のトップランナー基準に示された 2010 年度以降の目標に係る区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。
イ 小型貨物車（車両総重量 2.5t以下のものに限る。）にあっては、表1に示された区分の排出ガス基準に適合し、表下欄外備考表3に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車

			● エアコンの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は 150 以下であること。 ● 鉛の使用量（バッテリーに使用されているものを除く。）が可能な限り削減されていること。 ● 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。特に、希少金属の減量化や再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ● 再生材が可能な限り使用されていること。 ● アイドリングストップ自動車として設計・製造されていること。 ● エコドライブ支援機能を搭載していること。		

（備考）

表1　ガソリン自動車又はLPガス自動車に係る排出ガス基準

区　分	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
乗用車	1.15g/km以下	0.013g/km以下	0.013g/km以下
小型バス（1.7t以下）・軽量貨物車	1.15g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下
小型バス（1.7t超）・中量貨物車	2.55g/km以下	0.025g/km以下	0.035g/km以下
軽貨物車	4.02g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下

表2　ディーゼル小型貨物車（軽貨物車、軽量貨物車）に係るJC08モード燃費基準

区　分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手動式	741kg未満	構造A	25.5km/L以上
		741kg以上		22.3km/L以上
	手動式以外のもの	741kg未満		23.0km/L以上
		741kg以上856kg未満		21.6km/L以上
		856kg以上		20.8km/L以上
	手動式	741kg未満	構造B	20.0km/L以上
		741kg以上856kg未満		19.8km/L以上
		856kg以上971kg未満		18.9km/L以上
		971kg以上		18.0km/L以上
	手動式以外のもの	741kg未満		18.0km/L以上
		741kg以上856kg未満		17.6km/L以上
		856kg以上971kg未満		16.9km/L以上
		971kg以上		16.2km/L以上
軽量貨物車	手動式	1,081kg未満		20.4km/L以上
		1,081kg以上		18.8km/L以上
	手動式以外のもの	1,081kg未満		19.1km/L以上
		1,081kg以上1,196kg未満		17.4km/L以上
		1,196kg以上		16.2km/L以上

表3　LPガス小型貨物車に係る10・15モード燃費基準

区　分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手動式	703kg未満	構造A	15.8km/L以上
			構造B	13.3km/L以上
		703kg以上828kg未満	構造A	14.1km/L以上
			構造B	13.1km/L以上
		828kg以上		12.1km/L以上
	手動式以外のもの	703kg未満	構造A	14.8km/L以上
			構造B	12.7km/L以上
		703kg以上828kg未満	構造A	12.9km/L以上
			構造B	12.1km/L以上
		828kg以上		11.7km/L以上
軽量貨物車	手動式	1,016kg未満		13.9km/L以上
		1,016kg以上		12.3km/L以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		11.7km/L以上
		1,016kg以上		10.8km/L以上
中量貨物車（車両総重量が2.5t以下のものに限る）	手動式	1,266kg未満	構造A	11.3km/L以上
			構造B	9.6km/L以上
		1,266kg以上1,516kg未満		8.4km/L以上
		1,516kg以上		7.3km/L以上
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造A	9.8km/L以上
			構造B	8.8km/L以上
		1,266kg以上		8.1km/L以上

	ETC対応車載器		ノンストップ自動料金支払いシステム（ETC）に対応し、自動車に取り付け、有料道路の料金所に設置されたアンテナとの間で無線通信により車両や通行料金等に関する情報のやり取りを行う装置であること。	当該年度の各品目ごとの調達総量（金額）に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100％とする。
	カーナビゲーションシステム		走行中の自動車の運転者に対して、次に示す情報を、車載の画面に表示あるいは音声により案内して、知らせる機能が搭載されていること。 ① 走行中の自動車の現在位置・進行方向 ② 周辺の道路交通状況に関する現在情報		
	乗用車用タイヤ	［対象］市販用タイヤであって乗用車用のもの ［除外］ｽﾀｯﾄﾞﾚｽﾀｲﾔ、購入時に装着されているﾀｲﾔ、特殊な用途で使用されるﾀｲﾔ	① 転がり抵抗係数が 9.0 以下であること。 ② スパイクタイヤでないこと。 ● 製品の長寿命化に配慮されていること。 ● 走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 ● 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担低減に配慮されていること。 ● 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。		
	2サイクルエンジン油		① 生分解度が 28 日以内で 60％以上であること。 ② 魚類による急性毒性試験の 96 時間 LC_{50} 値が 100mg／L以上であること。 ● 製品の容器の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ● 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ● 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。		
13	消火器				
	消火器	［対象］粉末（ABC）消火器で点検の際の消火薬剤の詰め替えを含む	① 消火薬剤に、再生材料が重量比で 40％以上使用されていること。 ② 製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ● 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ● プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ● 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ● 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ● 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。	当該年度の各品目ごとの調達総量（金額）に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100％とする。
14	制服・作業服				
	［制服・作業服］	［対象］使用される繊維（天然繊維及び化学繊	① 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。	当該年度の各品目ごとの調	100％とする。

	制服 作業服	維）のうちポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品	ア　再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、裏生地を除く繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること。ただし、裏生地を除く繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が 50%未満の場合は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上、かつ、裏生地を除くポリエステル繊維重量比で 50%以上使用されていること。 イ　再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②　使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア　植物を原料とする生分解性の合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 イ　植物を原料とする非生分解性の合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること。 ウ　植物を原料とする非生分解性の合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ●　製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ●　再生PET樹脂から得られるポリエステル又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたもの以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 ●　製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	達総量（金額）に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	
	帽子	［対象］ポリエステル繊維を使用した製品	使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①　再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が 50%未満の場合は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で 50%以上使用されていること。 ②　再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。		

			● 製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ● 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 ● 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の簡易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。		
15 インテリア・寝装寝具					
	カーテン 布製ブラインド 毛布	[対象]使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうちﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品 [対象] ・毛布:使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうちﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ繊維を使用した製品	使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が 50%未満の場合は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で 50%以上使用されていること。 ② 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ③ 植物を原料とする非生分解性の合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること。 ④ 植物を原料とする非生分解性の合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ● カーテン・布製ブラインドは臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。 ● 製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ● 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 ● 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	当該年度の各品目ごとの調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。
*	金属製ブラインド		日射反射率が表下欄外備考表に示された数値以上であること。 ● 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。		

(備考) 表 日射反射率の基準

明度L*値	日射反射率(%)
70.0以下	40.0
70.0超80.0以下	50.0
80.0超	60.0

タフテッドカーペット	[対象]基布にﾊﾟｲﾙを刺し込む方式の製法によるｶｰﾍﾟｯﾄ	未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。	当該年度の各品目ごとの調達総量（金額）に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。
タイルカーペット	[対象]ﾀｲﾙのようにｶｯﾄされた置き式のｶｰﾍﾟｯﾄ	● 製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。		
織じゅうたん	[対象]基布にﾊﾟｲﾙを織り込む方式の製法によるｶｰﾍﾟｯﾄ	● 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。		
ニードルパンチカーペット	[対象]積層した繊維を針で刺し絡み合わせたｶｰﾍﾟｯﾄ	次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 未利用繊維、リサイクル繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で 25%以上使用されていること。 ② 植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 植物を原料とする生分解性の合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが製品全体重量比で 25%以上使用されていること。 イ 植物を原料とする非生分解性の合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比で 25%以上使用されていること。 ウ 植物を原料とする非分解性の合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比で 10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ● 製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ● 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。		
ふとん	[対象]ポリエステル繊維を使用したふとん又は再使用した詰物を使用したふとん	次のいずれかの要件を満たすこと。 ① ふとん側地又は詰物に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が 50%未満の場合は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で 10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で 50%以上使用されていること。		

			イ　再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②　使用済みふとんの詰物を適正に洗浄、殺菌等の処理を行い、再使用した詰物が詰物の全体重量比で80%以上使用されていること。 ●　製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ●　再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 ●　製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。		
	ベッドフレーム	[除外]医療用・介護用・高度医療に用いるもの等特殊な用途のもの [除外]金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないもの	金属を除く主要材料が次のいずれかの要件を満たすこと。 ①　プラスチック:再生プラスチックがプラスチック重量の 10%以上使用されていること。 ②　木質:次の要件を満たすこと。 ア　間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料として使用される原木は合法な木材が使用されていること。[別紙2参照] イ　材料からのホルムアルデヒドの放散速度が 0.02 mg／m²h以下又はこれと同等のものであること。 ③　紙:次の要件を満たすこと。 ア　紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上であること。 イ　紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、原料とされる原木は合法な木材が使用されていること。[別紙2参照] ●　修理や部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用若しくは材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ●　材料に木質が含まれる場合にあっては、原料として使用される原木(間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。)は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。 ●　材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。 ●　製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ●　包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。		

◇	マットレス	[除外]高度医療に用いるもの（手術台、ICUベッド等）	① 詰物に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア ポリエステル繊維を使用した製品については、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部品全体重量比で 25%以上使用されていること。 イ 植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること。 ② フェルトに使用される繊維は全て未利用繊維又は反毛繊維であること。 ③ 材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量は 75ppm 以下であること。 ④ ウレタンフォームの発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 ● 修理が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ● 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。		
16 作業手袋					
	作業手袋	[対象]ポリエステル繊維又はポストコンシューマ材料からなる繊維を使用している作業手袋	次のいずれかの要件を満たすこと。 ① ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で 50%以上使用されていること。 ② ポストコンシューマ材料（製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品）からなる繊維が、製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で 50%以上使用されていること。 ● 未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること（すべり止め塗布加工部分を除く。）。 ● 漂白剤を使用していないこと。	当該年度の各品目ごとの調達総量（金額）に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。
17 その他繊維製品					
	集会用テント	[対象]使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうちポリエステル繊維を使用した製品	ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が 50%未満の場合は、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で 10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で 50%以上使用されていること。	当該年度の各品目ごとの調達（リース・レンタル契約を含む）総量（金額）に占める基	100%とする。ただし、リース・レンタル契約により設

		② 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ● 製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ● 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	準を満たす物品の調達額の割合とする。	置するものにあっては、当該年度に新規もしくは現製品を変更して導入するものに限る。
ブルーシート	［対象］使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうちポリエチレン繊維を使用した製品	使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。 ● 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。		
防球ネット	［対象］使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうちポリエステル繊維、ポリエチレン繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品	次のいずれかの要件を満たすこと。 ① ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 イ 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ② ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。 ③ 植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 ● 製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ● 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	当該年度の各品目ごとの調達総量（金額）に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。
旗	［対象］ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用している製品	① ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量		

	のぼり 幕		比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 イ　再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②　植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 ●　臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。 ●　製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ●　製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。		
	モップ		次のいずれかの要件を満たすこと。 ①　未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 ②　未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ●　製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ●　製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	当該年度の各品目ごとの調達総量(金額。リース・レンタル契約を含む。)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。ただし、リース・レンタル契約により設置するものにあっては、当該年度に新規もしくは現製品を変更して導入するものに限る。
18 設備					
	太陽光発電システム	[対象]商用電源の代替として、10kW以上の太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給	①　太陽電池モジュールのセル実行変換効率が表下欄外備考表に示された区分ごとの基準変換効率を下回らないこと。 ②　太陽電池モジュール及び周辺機器について、発電電力量の推定方法、基準状態での発電電力量が得られない条件及び要因、形式、保守点検・修理の要件、廃棄方法、保証体制等の項目について、情報	当該年度の調達による総設備容量(kW)とする。	当該年度の調達予定はない。

		ができる公共・産業用のシステム	が開示され容易に確認できること。 ③ 発電電力量等が確認できるものであること。 ④ 太陽電池モジュールの出力については、公称最大出力の 80%以上を最低 10 年間維持できるように設計・製造されていること。 ⑤ パワーコンディショナについては、定格負荷効率及び 2 分の 1 負荷時の部分負荷効率について、出荷時の効率の 90%以上を 5 年以上の使用期間にわたり維持できるように設計・製造されていること。 ⑥ 太陽電池モジュールについては、エネルギーペイバックタイムが 3 年以内であること。 ● 修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ● 来庁者の多い施設等に設置するものにあっては、可能な限り発電電力量等を表示するなど、来庁者に対して効果の説明が可能となるよう考慮したシステムであること。 ● 特定の化学物質(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE)を含有する二次電池が使用される場合には、二次電池の回収及びリサイクルシステムがあること。 ● 太陽電池モジュールの外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金(再生地金)を原材料の一部として使用している合金を用いること。 ● 鉛はんだを使用していないこと。		

(備考)

表 太陽電池モジュールのセル実効変換効率に係る基準

区 分	基準変換効率
シリコン単結晶系太陽電池	16.0%
シリコン多結晶系太陽電池	15.0%
シリコン薄膜系太陽電池	8.5%
化合物系太陽電池	12.0%

	風力発電システム		商用電源の代替として、風車を使用した風力発電による電源供給ができるシステムであること。 ● 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること	当該年度の調達による総設備容量(kW)とする。	当該年度の調達予定はない。
◇	太陽熱利用システム	[対象]給湯又は冷暖房用の熱エネルギーと	① 日射量が 20,930kJ/(m²・日)かつ集熱媒体平均温度から気温を差し引いた値が 10K である時、集熱量が 8,372kJ/(m²・日)。以上であること。	当該年度の調達による総集	

		して、太陽エネルギーを利用した公共・産業用のシステム	② 集熱器及び周辺機器について、集熱量の推定方法、集熱効率40%が得られない条件及び要因、廃棄、保守点検、保証体制等の項目が、ウエブサイト等で容易に確認できること。 ● 修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ● 集熱器の稼働に係るエネルギーが最小限となるような設計がなされていること。 ● 外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金(再生地金)を原材料の一部として使用している合金を用いること。 ● 鉛はんだを使用していないこと。	熱面積(㎡)とする	
	燃料電池		商用電源の代替として、燃料中の水素及び空気中の酸素を結合させ、電気エネルギー又は熱エネルギーを取り出すものであること。 ● 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。	当該年度の調達による総設備容量(kW)とする。	
	生ゴミ処理機		バイオ式又は乾燥式等の処理方法により生ゴミの減容及び減量等を行う機器であること。 ● 分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ● 使用時のエネルギー節減のための設計上の工夫がなされていること。 ● 処理後の生成物は、肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利用されるものであること。	当該年度の調達(リース・レンタル契約を含む)総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	調達目標は設定しない。
	節水機器		① 電気を使用しないこと。 ② 節水コマにあっては、次の要件を満たすこと。 ア ハンドルを120°に開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ20%を超え70%以下の吐水流量であること。 イ ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ70%以上の吐水流量であること。 ③ 定流量弁にあっては、水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は5～8L/分であること。 ④ 泡沫キャップにあっては、次の要件を満たすこと。 ア 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル(レバー)開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の80%以下であること。	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	

			イ　水圧0.1MPa以上、ハンドル（レバー）全開において5L／分以上の吐水流量であること。 ●　取替用のコマにあっては、既存の水栓のコマとの取替が容易に行えること。 ●　使用用途における従前どおりの使用感であること。 ●　吐水口装着型にあっては、単一個装置で多様な吐水口に対応できること。		
	日射調整フィルム		①　遮蔽係数は0.7未満、かつ、可視光線透過率は10%以上であること。 ②　熱貫流率は5.9W/(㎡･K)未満であること。 ③　日射調整性能について、適切な耐候性が確認されていること。 ④　貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること。 ⑤　上記①から④について、ウエブサイト等により容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。 ⑥　フィルムの貼付について、適切な施工に関する情報開示がなされていること。 ●　遮蔽係数が可能な限り低いものであること。		
19　災害備蓄用品					
	ペットボトル飲料水	[対象]災害用に長期保管する目的で調達するもの [除外]各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合	①　賞味期限が5年以上であること。 ②　製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載（当該事項が記載されたラベル等が貼付されている場合を含む。）されていること。ただし、原材料名については梱包用外箱には適用しない。 ●　回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。 ●　容器（ボトル）については、可能な限り軽量化・薄肉化が図られていること。 ●　使用するボトル、ラベル・印刷、キャップ等については、使用後の再処理、再利用適正に優れた容器とするための環境配慮設計がなされていること。	当該年度の調達総量（金額）に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。
	缶詰 アルファ化米 保存パン 乾パン	[対象]災害備蓄用品として調達するもの	①　賞味期限が5年以上であること。 （経過措置） 「缶詰」については、当面の間、賞味期限が3年以上と読み替える。 ②　製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載（当該事項が記載されたラベル等が貼付されている場合を含む。）されていること。ただし、原材料名については梱包用外箱には適用しない。 ●　回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。		
	レトルト食品		①　次のいずれかの要件を満たすこと。 ア　賞味期限が5年以上であること。 イ　賞味期限が3年以上であって、容器、付属の食器及び発熱材等について回収し再利用される仕組		

		[除外]各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合	みがあること。 ② 製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載(当該事項が記載されたラベル等が貼付されている場合を含む。)されていること。ただし、原材料名については梱包用外箱には適用しない。 ● 回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。		
	栄養調整食品 フリーズドライ食品		① 賞味期限が3年以上であること。 ② 製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載(当該事項が記載されたラベル等が貼付されている場合を含む。)されていること。ただし、原材料名については梱包用外箱には適用しない。 ● 回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。		
	非常用携帯燃料	[除外]各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合	① 品質保証期限が5年以上であること。 ② 名称、原材料名、内容量、品質保証期限、保存方法及び製造者名が記載(当該事項が記載されたラベル等が貼付されている場合を含む。)されていること。 ● 製品の包装又は梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。		
	携帯発電機	[対象]定格出力が 3kVA 以下の発動発電機	① 次のいずれかの要件を満たすこと。 ア ガソリンエンジンを搭載する発電機(天然ガス又はLPガスを燃料として使用するものを含む。)にあっては、排出ガスが表下欄外備考表1に示された排気量の区分ごとの基準値以下であること。 イ ディーゼルエンジンを搭載する発電機にあっては、排出ガスが表下欄外備考表2に示された基準値以下であること。 ② 騒音レベルが 98 デジベル以下であること。 ③ 連続運転可能時間が 3 時間以上であること。ただし、カセットボンベ型のものにあっては 1 時間以上であること。 ● 燃料消費効率が可能な限り高いものであること ● 使用時の負荷に応じてエンジン回転数を自動的に制御する機能を有していること。 ● 製品の小型化及び軽量化が図られていること。 ● 製品の長寿命化、部品の再使用又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ● 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。		

（備考）

表1　ガソリンエンジン搭載発電機に係る排出ガス基準値

排気量の区分	排出ガス基準値（g/kWh）	
	HC＋NOx	CO
66cc未満	50	610
66cc以上100cc未満	40	
100cc以上225cc未満	16.1	
225cc以上	12.1	

表2　ディーゼルエンジン搭載発電機に係る排出ガス基準値

排出ガス基準値（g/kWh）		
NMHC＋NOx	CO	PM
7.5	8	0.4

20　公共工事

公共工事の構成要素である資材･建設機械等の使用に当たっては、各地域の供給状況を踏まえながら、事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、以下の資材･建設機械等を使用した公共工事の調達を推進する。

品目		判断の基準等	備考
公共工事		契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる資材（材料及び機材を含む）、建設機械、工法又は目的物（次の「建設汚泥から再生した処理土」から「屋上緑化」までを指す）の使用が義務付けられていること。 ●　資材（材料及び機材を含む）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	今後、調達実績の把握に努め、定量的な目標の立て方等について検討する。
建設汚泥から再生した処理土		①　建設汚泥から再生された処理土であること。 ②　重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壌汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。	
土工用水砕スラグ		天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉水砕スラグが使用された土工用材料であること。 ●　鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。	
エコスラグ(一般廃棄物及び下水汚泥)		「栃木県エコスラグ有効利用促進指針」に則したものであること。	
再生加熱アスファルト混合物		アスファルト･コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。	
鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物		加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。 ●　鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。	
中温化アスファルト混合物		加熱アスファルト混合物において、調整剤を添加することにより必要な品質を確保しつつ製造時の加熱温度を30℃程度低減させて製造されるアスファルト混合物であること。	

	品目	条件	基準
	鉄鋼スラグ混入路盤材		路盤材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。 ● 鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
	再生骨材等		コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。
	間伐材		間伐材であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。
	高炉セメント		高炉セメントであって、原料に 30%を超える分量の高炉スラグが使用されていること。
	フライアッシュセメント		フライアッシュセメントであって、原料に 10%を超える分量のフライアッシュが使用されていること。
	エコセメント	[対象]高強度を必要としないコンクリート構造物又はコンクリート製品に使用	都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであって、製品 1 トンにつきこれらの廃棄物が乾燥ベースで 500 kg以上使用されていること。
	透水性コンクリート	[対象]雨水を浸透させる必要がある場合に、高強度を必要としない部分に使用	透水係数 1×10^{-2} cm／sec 以上であること。
	鉄鋼スラグブロック		骨材のうち転炉スラグ(銑鉄予備処理スラグを含む)及び電気炉酸化スラグを重量比で 50%以上使用していること。かつ、結合材に高炉スラグ微粉末を使用していること。 ● 鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート		吹付けコンクリートであって、$1m^3$ 当たり 100 kg以上のフライアッシュが混和材として使用されていること。
	下塗用塗料(重防食)		鉛又はクロムを含む顔料が配合されていないこと。
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料		水性型の路面標示用塗料であって、揮発性有機溶剤(VOC)の含有率(塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合)が 5%以下であること。
◇	高日射反射率塗料		① 近赤外波長域日射反射率が表下欄外表に示す数値以上であること。 ② 近赤外波長域の日射反射率保持率の平均が 80%以上であること。 (経過措置) 平成 27 年度までは、当該規定を満たさない場合にあっても特定調達物品等とみなすこととする。

(備考)

表 近赤外波長域日射反射率

明度L^*値	近赤外波長域日射反射率(%)
40.0以下	40.0
40.0を超え80.0未満	明度L^*値の値
80.0以上	80.0

		高日射反射率防水		近赤外域における日射反射率が 50.0%以上であること。	今後、調達実績の把握に努め、定量的な目標の立て方等について検討する。
		再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）		① 原料に再生材料を用い、焼成されたものであること。 ② 再生材料が原材料の重量比で 20%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。 ③ 土壌の汚染に係る環境基準（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第46 号）の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を 2mm 以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。 ● 土壌汚染対策法（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号）に関する規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を 2mm 以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の含有について問題のないこと。	
		再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）		① 原料に再生材料が用いられたものであること。 ② 再生材料が原材料の重量比で 20%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が原材料の重量比 15%以上使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。 ③ 再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。	
		バークたい肥		以下の基準を満たし、木質部より剥離された樹皮を原材料として乾燥重量比 50%以上を使用し、かつ、発酵補助材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。 ・ 有機物の含有率（乾物） → 70%以上 ・ 炭素窒素比〔C/N 比〕 → 35 以下 ・ 陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物） → 70meq／100g以上 ・ pH → 5.5～7.5 ・ 水分 → 55～65% ・ 幼植物試験の結果→ 生育阻害その他異常が認められない ・ 窒素全量〔N〕（現物） → 0.5%以上 ・ りん酸全量〔P_2O_5〕（現物） → 0.2%以上 ・ 加里全量〔K2O〕（現物） → 0.1%以上	
		下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料	［対象］土壌改良資材として使用される場合も含む	以下の基準を満たし、下水汚泥を主原材料として重量比（脱水汚泥ベース）25%以上使用し、かつ、無機質の土壌改良材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。	

		（下水汚泥コンポスト）		・ 有機物の含有率（乾物） → 35%以上 ・ 炭素窒素比〔C/N 比〕 → 20 以下 ・ pH → 8.5 以下 ・ 水分 → 50%以下 ・ 窒素全量〔N〕（現物） → 0.8%以上 ・ りん酸全量〔P2O5〕（現物） → 1.0%以上 ・ アルカリ分（現物） → 15%以下（ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。）		
		環境配慮型道路照明		高圧ナトリウムランプ又はセラミックメタルハライドランプを用いた道路照明施設であって、水銀ランプを用いた照明施設と比較して電力消費量が 45%以上削減されているものであること。 ● 設置箇所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ、適切な光源を選択すること。		
		再生プラスチック製中央分離帯ブロック		再生プラスチックが原材料の重量比で 70%以上使用されていること。 ● 撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。		
		陶磁器質タイル		① 原料に再生材料が用いられているものであること。 ② 再生材料が原材料の重量比で 20%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。 ③ 土壌の汚染に係る環境基準（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号）の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を 2mm 以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。 ● 土壌汚染対策法（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号）に関する規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を 2mm 以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の含有について問題のないこと。		
		断熱サッシ・ドア		建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。 ・ 複層ガラスを用いたサッシであること。 ・ 二重サッシであること。 ・ 断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられたドアであること。 ● サッシの枠及び障子に断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられていること又は断熱性の高い素材を使用したものであること。		
		製材	［対象］「県有施設の木造化に関する基準」に	① 間伐材、林地残材又は小径木であること。 ② ①以外の場合は、原料として使用される原木は合法な木材であること。［別紙2参照］	当該年度に契約する木造化	100%とする。

			基づき木造化される県有施設の木工事（以下この品目の項において「木造化工事」という。）に使用される製材 その他の製材については、今後、調達実績の把握に努め、定量的な目標の立て方等について検討する。	● 原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から算出されたものであること。ただし、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である原木は除く。	工事の契約総額（金額）に占める、基準を満たす製材を使用する契約を結んだ木造化工事の契約額の割合とする。	
		集成材 合板 単板積層材	［対象］建築の木工事に使用	① 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が 10％以上であり、かつ、それ以外の原料として使用される原木は合法な木材であること。［別紙2参照］ ② ①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、原料として使用される原木は合法な木材が使用されていること。［別紙2参照］ ③ 居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で 0.3 mg／L以下かつ最大値で 0.4 mg／L以下であること。 ● 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。	今後、調達実績の把握に努め、定量的な目標の立て方等について検討する。	
		フローリング	［対象］建築の木工事に使用	① 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等を使用していること、かつ、それ以外の原料として使用される原木は合法な木材であること。［別紙2参照］ ② ①以外の場合は、原料として使用される原木は合法な木材が使用されていること。［別紙2参照］ ③ 居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で 0.3 mg／L以下かつ最大値で 0.4 mg／L以下であること。 ● 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。		
		パーティクルボード		① 合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木（間伐材を含む。）等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が 50％以上であること。（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が 20％以下の接着剤、混和剤等（パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるも		

				の)を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。)	
		繊維板 木質系セメント板		② 合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木(間伐材を含む)等の再生資源以外の木質材料にあっては、原料として使用される原木は合法な木材であること。[別紙2参照] ③ 居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で 0.3 mg／L以下かつ最大値で 0.4 mg／L以下であること。 ● 合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木(間伐材を含む)等の再生資源以外の木質材料にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。	
		ビニル系床材	[除外] JISA5705(ビニル系床材)に規定されるビニル系床材の種類で記号KSに該当するもの	再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で 15%以上使用されていること。 ● 工事施工時に発生する端材の回収、再生利用システムについて配慮されていること。	
◇		断熱材		建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。 ① フロン類が使用されていないこと。 ② 再生資源を使用している又は使用後に再生資源として使用できること。 ● 押出法ポリスチレンフォーム断熱材、グラスウール断熱材及びロックウール断熱材については、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。	
		照明制御システム		連続調光可能なHf蛍光灯器具、LED 照明器具及びそれらの器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光(昼光)利用制御の機能を有していること。	
		変圧器	[対象]定格一次電圧が 600V を超え 7000V 以下のものであって、かつ、交流の電路に使用されるもの	省エネ法のトップランナー基準に示されたエネルギー消費効率を上回らないこと。 ● 運用時の負荷率の実態に配慮されたものであること。	

吸収冷温水機	[対象]冷凍能力が 25kW 以上のもの	次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 冷凍能力が 186kW 未満のとき、冷房の成績係数は 1.15 以上であること。 ② 冷凍能力が 186kW 以上のとき、冷房の成績係数は 1.20 以上であること。
氷蓄熱式空調機器	[対象]氷蓄熱ユニット(非蓄熱形相当冷却能力が 28kW 以上のもの)、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー(定格蓄熱利用冷房能力が 28kW 以上のもの)	① 氷蓄熱槽を有していること。 ② 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ③ 冷房の成績係数は次の数値以上であること。 ア 氷蓄熱ユニットの冷房成績係数は 2.2 以上であること。 イ 氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーの冷房成績係数は 3.0 以上であること。
ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	[対象]定格冷房能力が 28kW 以上のもの	① 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ② JIS適合機種であって、冷房能力が 28kW以上 35kW未満のものにあっては、期間成績係数(APF)が 1.67 以上、冷房能力が 35kW以上のものにあっては、期間成績係数(APF)が 1.86 以上であること。また、JIS適合外機種であって、冷房能力が 28kW以上 67kW未満のものにあっては、一次エネルギー換算成績係数(COP)が 1.33 以上、冷房能力が 67kW 以上のものにあっては、一次エネルギー換算成績係数(COP)が 1.23 以上であること。
◇ 送風機	[対象]定格電圧 600V の三相誘導電動機を用いる空調用及び換気用遠心送風機とする。ただし、電動機直動式及び排煙機は除く。	プレミアム効率のモータが使用されていること。
◇ ポンプ	[対象]定格電圧 600V の三相誘導電動機を用いる空調用ポンプのうち、軸継手により電動機とポンプ本体を直結した遠心ポンプ	プレミアム効率のモータが使用されていること。
排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管		排水用又は通気用の硬質のポリ塩化ビニル管であって、使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料として、その使用割合が製品全体における重量比で三層管においては 30%以上、単層管においては 80%以上使用されていること。

				● 製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整っていること。
		自動水栓	[対象]衛生器具	電気的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。
		自動洗浄装置及びその組み込み小便器		洗浄水量が 4L／回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量が制御されること。
		洋風便器		洗浄水量が 8.5L／回以下であること。
		再生材料を使用したコンクリート用型枠	[除外]ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ型枠等構造体の一部として利用する型枠及び化粧型枠	再生材料(廃プラスチック又は古紙パルプ)が原材料の重量比で 50%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されており、使用後の再リサイクルが行われていること。 ● 再生材料を使用した型枠については、通常品と同等の施工性及び経済性(材料費、転用回数、回収費、再生処理費等を考慮)が確保されたものであること。
*		合板型枠	〔対象〕平成 27 年度末までは、合板型枠の板面に、本項判断基準の①又は②の手続きが適切になされた原木を使用していることを示す文言又は認証マーク、認定・認証番号、認定団体名称を表示したもの。	型枠に用いる合板が次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が 10%以上であり、かつ、それ以外の原料として使用される原木は合法な木材であること。[別紙2参照] ② 機能的又は需給上の制約がある場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、原料として使用される原木は合法な木材が使用されていること。[別紙2参照] (経過措置) 平成 27 年度末までは、当該規定を満たさない場合にあっても特定調達物品等とみなすこととする。 ● 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
		排出ガス対策型建設機械		搭載されているエンジンから排出される排出ガス成分及び黒煙の量が「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年建設省経機発第 249 号)」の別表1(ドリルジャンボ等)又は別表2(バックホウ等)に定める値以下であること。
		低騒音型建設機械		建設機械の騒音の測定値が「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(平成9年建設省告示第 1536 号)」の別表第一に定める値以下であること。
		低品質土有効利用工法		施工現場で発生する粘性土等の低品質土を、当該現場内において利用することにより、建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること。
		建設汚泥再生処理工法		① 施工現場で発生する建設汚泥を、再生利用を目的として現場内で盛土材や流動化処理土へ再生する工法であること。

				② 重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壌汚染対策法(平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号)及び土壌の汚染に係る環境基準(平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号)を満たすこと。		
		コンクリート塊再生処理工法		施工現場で発生するコンクリート塊を、現場内再生利用を目的としてコンクリート又は骨材に再生処理する工法であること。		
		路上表層再生工法		既設アスファルト舗装の表層を粉砕し、必要に応じて新規アスファルト混合物や添加材料を加え、混合して締め固め、現位置又は当該現場付近で表層を再生する工法であること。		
		路上再生路盤工法	[対象]アスファルト混合物の層の厚さが 10 cm以下の道路に使用	既設舗装の路盤材とアスファルト・コンクリート層を粉砕して混合し、安定処理を施し、現位置で路盤を再生する工法であること。		
		伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法		施工現場における伐採材や建設発生土を、当該施工現場において有効利用する工法であること。 ただし、伐採材及び建設発生土を合算した使用量は、現地で添加する水を除いた生育基盤材料の容積比で 70%以上を占めること。		
		泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	[対象]仮設工事	セメント系固化剤の一部として泥土を再利用又はセメント系固化剤の注入量を削減することにより、施工に伴い発生する泥土が低減できる工法であること。		
		排水性舗装	[対象]道路交通騒音を減少させる必要がある場合に使用	雨水を道路の路面下に浸透させて排水溝に流出させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装であること。		
		透水性舗装	[対象]雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路部分に使用	雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であること。		
		屋上緑化	[対象]建物の屋上等において設置するもの	① 植物の健全な生育及び生育基盤を有するものであること。 ② ヒートアイランド現象の緩和等都市環境改善効果を有するものであること。 ● 屋上緑化に適した植物を使用するものであること。 ● 灌水への雨水利用に配慮するとともに、植物の生育基盤の保水及び排水機能が適切に確保された構造であること。		
21 役務						
◇	省エネルギー診断			① 次に掲げる技術資格を有する者若しくはこれと同等と認められる技能を有する者が行うこと。 ・ 一級建築士 ・ 一級建築施工管理技士 ・ 一級電気工事施工管理技士 ・ 一級管工事施工管理技士	当該年度に受診する基準を満たす省エネルギー診断の	調達目標は設定しない。

			・ 技術士（建設、電気・電子、機械、衛生工学、環境） ・ エネルギー管理士 ・ 建築設備士 ・ 電気主任技術者 ② 庁舎等における設備等の稼働状況、運用状況並びにエネルギー使用量その他必要な項目について調査・分析を行い、それらの結果に基づき、次に掲げる内容を含む省エネルギー対策に係る設備・機器の導入、改修及び運用改善について提案が行われるものであること。 ・ 過去3年間程度のエネルギー消費実績及び光熱水費実績、設備の保有と稼働状況 ・ 設備・機器ごとのエネルギー消費量の実績又は推計及び推計根拠 ・ 設備・機器の導入、改修に伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠 ・ 運用改善項目及びそれらに伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠 ・ 設備・機器の導入、改修に伴う必要投資額及びその投資額に関する推定根拠	総件数とする。	
	食堂		庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂にあっては、次の要件を満たすこと。 ① 生ゴミを減容及び減量する等再生利用に係る適正な処理が行われるものであること。 ② 繰り返し利用できる食器が使われていること。 ● 生ゴミ処理機等による処理後の生成物は肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利用されるものであること。 ● 生分解性の生ゴミ処理袋又は水切りネットを用いる場合は、生ゴミと一緒にコンポスト処理されること。 ● 食堂で使用する食材は、地域の農林水産物の利用の促進に資するものであること。 ● 修繕することにより再使用可能な食器、又は再生材料が使用された食器が使われていること。 ● 再使用のために容器包装の返却・回収が行われていること。	当該年度に調達する基準を満たす食堂の総件数とする。	
	自動車専用タイヤ更生	[対象]小型トラック用、トラック及びバス用、産業車両用、建設車両用タイヤ	次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 第一寿命を磨耗終了した自動車専用タイヤの台タイヤ（ケーシング）に、踏面部のゴムを張り替えて機能を復元し、更生タイヤとして第二寿命における使用を可能にするものであること。 ② 再生することなく再溝切り（リグルーブ）が可能であること。 ● ラジアル構造の推奨等製品の長寿命化に配慮されていること。 ● 走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 ● 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	当該年度の各品目ごとの調達総量（金額）に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	

	自動車整備	[対象]判断基準①について、定期点検整備のほか故障、事故等による自動車修理等を行うために自動車整備事業者等に発注する役務であって、部品交換を行うもの（消耗品の交換を除く。）判断基準②について、ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（2サイクル・エンジンを有するこれらのものを除く）	① 自動車リサイクル部品（リユース部品（使用済自動車から取外され、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）又はリビルド部品（使用済自動車から取外され、摩耗又は劣化した構成部品を交換、再組み立て、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）が使用されていること。 ② エンジン洗浄を実施する場合にあっては、以下の要件を満たすこと。 ア 大気汚染物質（炭化水素及び一酸化炭素）がエンジン洗浄実施前後において、20%以上削減されること。 なお、エンジン洗浄を実施すべき自動車の状態については、大気汚染物質の発散防止のために通常必要となる整備の実施後において、炭化水素測定器及び一酸化炭素測定器による炭化水素及び一酸化炭素の測定結果が、表下欄外備考表の区分ごとの値を超える場合とする。 イ エンジン洗浄の実施直後及び法定12ヶ月点検において判断の基準の効果を確認し、通常必要となる整備が適切に実施されており、かつエンジン洗浄実施前の測定値から20%以上削減されていなかった場合、無償で再度エンジン洗浄を実施する等の補償を行う体制が確保されていること。 ● エンジン洗浄の環境負荷低減効果に係る情報の収集・蓄積が図られていること。また、エンジン洗浄に関する環境負荷低減効果や費用等に係る詳細な情報提供を積極的に行うとともに、当該情報が開示されていること。 ● ロングライフクーラントの再利用に努めていること。 ● 自動車整備に当たって、使用するエネルギーや溶剤等の資源の適正使用に努め、環境負荷低減に配慮されていること。 ● 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	

（備考）

表 エンジン洗浄を実施すべき排出ガスの基準

自動車の種類	一酸化炭素（CO）	炭化水素（HC）
普通自動車、小型自動車	1%	300ppm
軽自動車	2%	500ppm

◇	印刷	[対象]紙製の報告書類・ポスター・チラシ・パンフレット等の印刷	① 印刷・情報用紙に係る判断の基準(紙類参照)を満たす用紙が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとする。 ② オフセット印刷 ア 植物由来の油を含有したインキであって、かつ、芳香族成分が 1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。 イ インキの化学安全性が確認されていること。 ③ デジタル印刷 ア 電子写真方式(乾式トナーに限る。)にあっては、トナーカートリッジの化学安全性に係る判断の基準(「トナーカートリッジ」参照。)を満たすトナーが使用されていること。 イ 電子写真方式(乾式トナーに限る。)又はインクジェット方式にあっては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。 ● 印刷物へリサイクル適性を表示するよう努めること。 ● 印刷の各工程において、表下欄外備考表に示された環境配慮のための措置が講じられるよう努めること。 ● 印刷物の用途及び目的を踏まえ、可能な限り軽量化されていること。 ● 「古紙リサイクル適性ランクリスト」〔別紙3参照〕に示された B、C 及び D ランクの古紙再生の阻害要因となる材料等が使用されないように努めること。ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載すること。また、印刷物における使用材料の把握を行うこと。 ● 原稿入稿後から刷版作成までの工程において、デジタル化の推進等(DTP、CTP、DDCP 方式の採用等)により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。 ● 揮発性有機化合物(VOC)の発生抑制に配慮されていること。 ● インキ缶やインク、トナー等の容器、感光ドラム等の資材・部品等が再使用又はリサイクルされていること。 ● 印刷物の表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること。 ● 古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。 ● 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	当該年度に発注する印刷物の発注総数(金額)に占める基準を満たす印刷物の発注額の割合とする。	90%以上とする。 (OCR用紙は除く)

（備考）

表　オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷の各工程における環境配慮項目及び基準

工程		項　目	基　準
製版		デジタル化	工程のデジタル化（DTP化）率が50％以上であること。
		廃液及び製版フィルムからの銀回収	製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っていること。
刷版		印刷版の再使用又はリサイクル	印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っていること。
印刷	オフセット	VOCの発生抑制	廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をする等のVOCの発生抑制策を講じていること。
			輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC処理装置を設置し、適切に運転管理していること。
		製紙原料へのリサイクル	損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が80％以上であること。
	デジタル	印刷機の環境負荷低減	省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っていること。
		製紙原料等へのリサイクル	損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が80％以上であること。
表面加工		VOCの発生抑制	アルコール類を濃度30％未満で使用していること。
		製紙原料等へのリサイクル	損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が80％以上であること。
製本加工		騒音・振動抑制	窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じていること。
		製紙原料へのリサイクル	損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が70％以上であること。

	庁舎管理	[対象]庁舎管理を委託契約により実施するもの	①　庁舎管理において使用する物品が調達目標に定める品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。 ②　各所属において作成した栃木県環境マネジメントシステム（EMS）推進要領に基づき、省エネルギー対策に努めること。	当該年度に契約する基準を満たす庁舎管理の総件数とする。	調達目標は設定しない。
	植栽管理	[対象]庁舎周辺等の植栽地及び屋上緑化等の管理を委託契約により実施するもの	①　植栽管理において使用する物品が調達目標に定める品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。 ②　病害虫予防として、適切な剪定や刈込みを行って通風をよくし、日照等を確保するとともに、適切な防除手段を用いて、害虫や雑草の密度を低いレベルに維持する総合的病害虫・雑草管理を行う体制が確保されていること。 ③　農薬の使用の回数及び量の削減に努めているとともに、農薬取締法に基づいて登録された適正な農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って、適正かつ効果的に使用されるものであること。 ●　灌水の雨水利用に配慮されていること。 ●　剪定・除草において発生した、小枝・落葉等の処分について、堆肥化等の環境負荷低減が図られていること。 ●　施肥に当たっては、植栽管理において発生した落葉等からできた堆肥（土壌改良材）が使用されていること。	当該年度に契約する基準を満たす植栽管理の総件数とする。	

		● 植替え等が生じた場合、既存の植栽を考慮し、病害虫の発生しにくい樹種の選定等について、施設管理者への提案が行われること。 ● 植栽管理に当たり、使用する機材・器具等については、可能な限り環境負荷低減策が講じられていること。 ● 植栽管理に当たり、可能な限り、再使用又は再生利用可能であって、土の代替となる植込み材の使用に努めていること。		
清掃	[対象]清掃、トイレ等の備品の補充、ごみの分別や回収などを、総合的に業者へ委託するものであって契約期間が1週間を超えるもの [除外]ごみの収集業務のみを委託契約により実施するもの	① 清掃において使用する物品が調達目標に定める品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。 ② 洗面所の手洗い洗剤として石けん液又は石けんを使用する場合には、資源有効利用の観点から、廃油又は動植物油脂を原料とした石けん液又は石けんが使用されていること。 ③ ごみの収集は、資源ごみ(紙類、缶、びん、ペットボトル等)、生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみを分別し、適切に回収が実施されていること。 ④ 資源ごみのうち、紙類については、古紙のリサイクルに配慮した分別・回収が実施されていること。また、分別が不徹底であった場合や排出量が前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者と協力して改善案の提示がなされること。 ⑤ 清掃に使用する床維持剤(ワックス)、洗浄剤等の揮発性有機化合物の含有量が指針値以下であること。 ⑥ 環境負荷低減に資する技術を有する適正な事業者であり、より環境負荷低減が図られる清掃方法等について、具体的提案が行われていること。 ● 清掃に用いる床維持剤、洗浄剤等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。 ● 補充品等は、過度な補充を行わないこと。 ● 洗剤を使用する場合は、清掃用途に応じ適切な水素イオン濃度(pH)のものが使用されていること。 ● 清掃に使用する床維持剤、洗浄剤等については、可能な限り指定化学物質を含まないものが使用されていること。 ● 清掃に当たって使用する電気、ガス等のエネルギーや水等の資源の削減に努めていること。 ● 建物の状況に応じた清掃の適切な頻度を提案するよう努めていること。 ● 清掃において使用する物品の調達に当たっては、調達目標に定める品目に該当しない場合であっても、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体についての環境負荷の低減に考慮するよう努めること。	当該年度に契約する清掃の契約総数(金額)に占める基準を満たす清掃の契約額の割合とする	100%とする。
機密文書処理	[除外]紙製品以外の文書	① 当該施設において排出される紙の種類や量を考慮し、施設の状況に応じた分別方法及び処理方法の提案がなされ、製紙原料として適切な回収が実施されること。	当該年度に契約する機密文書処理の	100%とする。

			② 機密文書の処理にあたっては、排出･一時保管、回収、運搬、処理の各段階において、機密漏洩に対する適切な対策を講じたうえで、製紙原料としての利用が可能となるよう次の事項を満たすこと。 ア 古紙再生の阻害となるものを除去する設備や体制が整っていること。 イ 直接溶解処理にあたっては、異物除去システムが導入された設備 において処理されること。 ウ 破砕処理にあたっては、可能な限り紙の繊維が保持される処理が行われること。 ③ 適正処理が行われたことを示す機密処理完了証明書を発注者に提示できること。 ● 機密文書の発生量を定期的に集計し、発注者への報告がなされること。 ● 紙（印刷･情報用紙及び衛生用紙）として再生可能な処理が行われること。 ● 運搬にあたっては、積載方法、搬送方法、搬送ルートの効率化が図られていること。 ● 可能な限り低燃費･低公害車による運搬が行われること。	の契約総数（金額）に占める基準を満たす機密文書処理の契約額の割合とする。	
	害虫防除	［対象］建築物における衛生的環境の確保に関する法律を基本に、庁舎等のねずみ･昆虫、外来生物等その他人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物等の防除を委託契約により実施するもの	① 害虫防除において使用する物品が調達目標に定める品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。 ② 殺そ剤及び殺虫剤の乱用を避け、生息状況等の調査を重視した総合的な防除措置が講じられていること。 ③ 害虫等の発生･侵入を防止するための措置が講じられていること。 ④ 防除作業にあたり、事前計画や目標が設定されていること。また、防除作業後に、効果判定（確認調査、防除の有効性評価等）が行われていること。 ⑤ 殺そ剤又は殺虫剤の使用に当たっては、薬事法上の製造販売の承認を得た医薬品又は医薬部外品を使用し、使用回数･使用量･使用濃度等、適正かつ効果的に行われていること。 ● 生息状況等に応じた適切な害虫防除方法等を提案するよう努めていること。	当該年度に契約する基準を満たす害虫駆除の総件数とする。	調達目標は設定しない。
◇	輸配送	［対象］国内向けの信書、宅配便、小包郵便物（一般、冊子等）、メール便	① エネルギーの使用の実態及びエネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。 ② エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ③ 大気汚染物質の排出削減、エネルギー効率を維持する等の環境の保全の観点から車両の点検･整備を実施していること。 ④ モーダルシフトを実施していること。 ⑤ 輸配送効率の向上のための措置が講じられていること。 ⑥ ①については使用実態、取組効果の数値が、②から⑤については実施の有無がウエブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されて	当該年度に契約する輸配送の契約総数（金額）に占める基準を満たす輸配送の契約額の割合とする。	

			いること。			
			● エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づく「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準(経済産業省・国土交通省告示第7号(平成18年3月31日))」及び「貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用貨物輸送事業者の指針(経済産業省・国土交通省告示第2号(平成26年1月17日))」を踏まえ、輸配送におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。 ● 低燃費・低公害車の導入を推進するとともに、可能な限り低燃費・低公害車による輸配送が実施されていること。 ● 輸配送に使用する車両台数を削減するため積載率の向上が図られていること。 ● 輸配送回数を削減するために共同輸配送が実施されていること。 ● エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。 ● 道路交通情報通信システム(VICS)対応カーナビゲーションシステムや自動料金収受システム(ETC)等、高度道路交通システム(ITS)の導入に努めていること。 ● 販売されている宅配便、小包郵便物等の包装用品については、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ● 事業所、集配拠点等の施設におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。 ● 契約により輸配送業務の一部を行う者に対して、可能な限り環境負荷低減に向けた取組を実施するよう要請するものとする。 ● 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域において輸配送する場合にあっては、可能な限り排出基準を満たした自動車による輸配送が行われていること。			
◇	旅客輸送		① エネルギーの使用の実態及びエネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。 ② エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ③ エネルギー効率を維持する等環境の保全のため車両の点検・整備を実施していること。 ④ 旅客輸送効率の向上のための措置又は空車走行距離の削減のための措置が講じられていること。	当該年度に契約する旅客輸送の契約総数(金額)に占める基準を満たす旅客輸送の		

品目	対象	判断の基準等	目標の立て方
		⑤ 上記①については使用実態、取組効果の数値が、上記②から④については実施の状況がウエブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。 ● エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づく「旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準(経済産業省・国土交通省告示第6号(平成18年3月31日))」及び「旅客の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用旅客輸送事業者の指針(経済産業省・国土交通省告示第3号(平成26年1月17日))」を踏まえ、旅客輸送におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。 ● 低燃費・低公害車の導入を推進するとともに、可能な限り低燃費・低公害車による旅客輸送が実施されていること。 ● エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。 ● 道路交通情報通信システム(VICS)対応カーナビゲーションシステムや自動料金収受システム(ETC)等、高度道路交通システム(ITS)の導入に努めていること。 ● 事業所、営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。 ● GPS-AVMシステムの導入による効率的な配車に努めていること。	契約額の割合とする。
蛍光灯機能提供業務		次の要件を満たす機能提供型サービス(サービサイジング)であること。 ① 使用目的に不都合がなく器具に適合する場合、蛍光ランプに係る判断の基準(照明参照)を満たす蛍光灯が使用されていること。 ② 回収した蛍光灯のうち成型品で回収されたものについては再資源化率が95%以上であること。 ③ 蛍光灯の適正処理終了を示す証明書を発行し、顧客に提示できること。 ● 使用済蛍光ランプの回収容器は、繰り返し使えるものを使用するなど、環境負荷低減に配慮されていること。 ● 使用済蛍光ランプの回収に当たっては、施設管理者と協力し、破損なく回収するよう努めていること。 ● 蛍光ランプの配送・回収に関し、定期ルート便や共同配送等の効率的な物流網を構築していること。 ● 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	当該年度に契約する蛍光灯機能提供業務の契約総数(金額)に占める基準を満たす蛍光灯機能提供業務の契約額の割合とする。
庁舎等において営業を行う小売業務	[対象]庁舎又は敷地内にお	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、次のいずれかの要件を満たすこと。	当該年度に契約す

		いて委託契約等によって営業を行う小売業務の店舗	① 容器包装の過剰な使用を抑制するための独自の取組が行われていること。 ② 消費者の容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための独自の取組が行われていること。 ● 店舗において取り扱う商品については、再使用のために容器包装の返却・回収が可能なものであること、又は簡易包装等により容器包装の使用量を削減したものであること。	る小売業務の契約総数（金額）に占める基準を満たす小売業の契約額の割合とする。
	クリーニング	[除外]毛布、布団、モップ等、他の品目として調達する場合	① ドレンの回収及び再利用により、省エネルギー及び水資源節約等の環境負荷低減が図られていること。 ② エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ③ ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること。 ● 揮発性有機化合物の発生抑制に配慮されていること。 ● ランドリー用水や洗剤の適正使用に努めていること。 ● 事業所、営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。 ● 可能な限り低燃費・低公害車による集配等が実施されていること。 ● 包装材（ポリ包装資材、袋等）の削減に努めていること。 ● 省エネルギー型のクリーニング設備・機械・空調設備等の導入が図られていること。	当該年度に契約するクリーニング業務の総契約額に占める基準を満たす業務の契約額の割合とする。
◇	飲料自動販売機設置	[対象]缶・ボトル飲料自動販売機、紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機。機器の入れ替えが発生する場合	① 省エネ法のトップランナー基準に示された基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 ② 冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 ③ 表下欄外備考表に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。また、環境配慮設計の実施状況については、その内容がウエブサイト、環境報告書等により公表され、容易に確認できること。 ④ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 ⑤ 使用済自動販売機の回収リサイクルシステムがあり、リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがあること。 ● 年間消費電力量及びエネルギー消費効率基準達成率並びに冷媒（種類、地球温暖化係数及び封入量）が自動販売機本体の見やすい箇所に表示されるとともに、ウエブサイトにおいて公表されていること。	当該年度に調達する飲料自動販売機の総契約額に占める基準を満たす契約額の割合とする。

		[除外]①商品を常温又は常温に近い温度のみで保存する収容スペースをもつもの、②台の上に載せて使用する小型の卓上型のもの、③車両等特定の場所で使用することを目的とするもの、④電子冷却（ペルチェ冷却等）により、飲料（原料）を冷却しているもの	● 屋内に設置される場合にあっては、夜間周囲に照明機器がなく、商品の選択・購入に支障をきたす場合を除き、照明が常時消灯されていること。 ● 屋外に設置される場合にあっては、自動販売機本体に日光が直接当たらないよう配慮されていること。 ● カップ式飲料自動販売機にあっては、マイカップに対応可能であること。 ● 真空断熱材等の熱伝導率の低い断熱材が使用されていること。 ● 自動販売機本体と併設して飲料容器の回収箱を設置するとともに、容器の分別回収及びリサイクルを実施すること。 ● 自動販売機の設置・回収、販売品の補充、容器の回収等に当たって低燃費・低公害車を使用する、配送効率の向上のための取組を実施する等物流に伴う環境負荷の低減が図られていること。 ● 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ● 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。	

（備考）

1 判断の基準①については、災害対応自動販売機、ユニバーサルデザイン自動販売機及び社会貢献型自動販売機のうち、当該機能を有することにより、消費電力量の増加するものについては適用しないものとする。

2 判断の基準②において使用できる冷媒は、二酸化炭素、炭化水素及びハイドロフルオロオレフィン（HFO1234yf）等。

3 判断の基準②の冷媒については、紙容器飲料自動販売機又はカップ式飲料自動販売機には適用しないものとする。ただし、オゾン層を破壊する物質は使用されていないこと、かつ、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていることとする。

表 飲料自動販売機に係る環境配慮設計項目

目 的	評価項目	評価基準
リデュース（省資源化）	使用資源の削減	製品の質量を削減抑制していること。
	再生材の使用	再生材の使用を促進していること。
	製品の長寿命化	オーバーホール、リニューアルへの配慮をしていること。
		製品の分解・組立性への配慮・改善をしていること。
		修理・保守性への配慮をしていること。
	消費電力量の削減	製品の消費電力量の抑制が図られていること。設置条件、設定条件の適正化等の運用支援を行っていること。
リユース（再使用化）	リユース部品の選定	リユース部品について設計段階から選定し、共通化・標準化に配慮していること。
	製品での配慮	リユース対象部品の分解・組立性に配慮していること。
	部品のリユース設計	リユース対象部品への表示、清掃・洗浄、与寿命判定の容易性に配慮していること。
リサイクル（再資源化）	材料	リサイクル可能な材料を選択していること。
		プラスチックの種類の統一化及び材料表示を行っていること。
		リサイクル困難な部材の使用削減を図っていること。
	分解容易性	事前分別対象部品の分解容易性に配慮していること。

◇	引越輸送	[対象]庁舎移転等(庁舎･ビル間移転、庁舎･ビル内移動、フロア内移動を含む。)に伴う什器、物品、書類等の引越輸送業務及びこれに附帯する梱包･開梱、配置、養生等の役務 [除外]美術品、精密機器、動植物等の特殊な梱包及び運送、管理等が必要となる品目	① 梱包及び養生に使用する物品が調達目標に定める品目に該当する場合は、判断基準を満たしている物品が使用されていること。 ② 反復利用可能な梱包用資材及び養生用資材が使用されていること ③ 引越終了後に梱包用資材の回収が実施されていること。 ④ 自動車による輸送を伴う場合には、次の要件を満たすこと。 ア エネルギーの使用の実態及びエネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。 イ エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ウ 大気汚染物質の排出削減、エネルギー効率を維持する等の環境の保全の観点から車両の点検･整備が実施されていること。 ● 環境負荷低減に資する引越輸送の方法の適切な提案が行われるものであること。 ● 梱包用資材及び養生用資材について、一括梱包や資材の使用削減を図るなどの省資源化又は再生材料の使用に係る取組がなされていること、また、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ● 自動車による輸送を伴う場合には、次の事項に配慮されていること。 ア エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づく｢貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準(経済産業省･国土交通省告示第7号(平成18年3月31日))｣及び｢貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用貨物輸送事業者の指針(経済産業省･国土交通省告示第2号(平成26年1月17日))｣を踏まえ、輸送におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること イ 低燃費･低公害車の導入を推進するとともに、可能な限り低燃費･低公害車による輸送が実施されていること。 ウ 輸送効率の向上のための措置が講じられていること。 エ エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。 オ 道路交通情報通信システム(VICS)対応カーナビゲーションシステムや自動料金収受システム(ETC)等、高度道路交通システム(ITS)の導入に努めていること。	当該年度に契約する引越輸送業務の総契約額に占める基準を満たす業務の契約額の割合とする。	調達目標は設定しない。

			カ　自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域において輸送する場合にあっては、可能な限り排出基準を満たした自動車による輸送が行われていること。		
	会議運営		委託契約等により会議の運営を含む業務の実施に当たって、次の項目に該当する場合は、該当する項目に掲げられた要件を満たすこと。 ①　紙の資料を配布する場合は、適正部数の印刷、両面印刷等により、紙の使用量の削減が図られていること。また、紙の資料として配布される用紙が特定調達品目に該当する場合は、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。 ②　ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する場合は、印刷に係る判断の基準を満たすこと。 ●　紙の資料、印刷物等の残部のうち、不要なものについては、リサイクルを行うこと。 ●　飲料等が提供される場合には、容器包装の返却・回収が行われていること。また、可能な限り、容器包装の再使用を行うこと。 ●　自動車により資機材の搬送、参加者の送迎等を行う場合は、可能な限り、低燃費・低公害車が使用されていること。また、エコドライブに努めていること。 ●　会議の参加者に対し、公共交通機関の利用、クールビズ・ウォームビズの奨励等の環境負荷低減に資する取組に関する情報提供がなされていること。 ●　資機材の搬送に使用する梱包用資材については、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	当該年度に契約する会議の運営を含む業務の総契約額に占める基準を満たす業務の契約額の割合とする。	100％とする

別紙２

木材製品及び紙製品の合法性の確認について

１　木材製品及び紙製品の判断基準について

「平成 27 年度環境配慮物品等調達目標」で定められている品目のうち、木材製品及び紙製品（バージンパルプが使用される場合）の原料とされる原木については、伐採に当たって、原木の生産される国又は地域における森林に関する法令に照らし、手続が適切になされた合法なものであることを判断基準に定めている。

判断基準
例１）木材製品の場合
原料として使用される原木は合法な木材が使用されていること。
例２）紙製品の場合
紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、原料とされる原木は合法なものであること。
※　間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材及びバージンパルプは除く。
※　古紙パルプ配合率１００％の製品は、バージンパルプを使用していないため、対象外となる。

２　合法性の確認がされている製品の調達方法について　（公共工事を除く。）

以下の方法により、製品を選択する。（製品選択の優先順位は①→⑤の順である。）

①　環境省提供の「グリーン購入法特定調達物品情報提供システム」に登録された製品を選択する。（現在休止中）
［アドレス：http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/gpl-db/index.html］
②　グリーン購入ネットワーク提供の「エコ商品ねっと」のグリーン購入法判断基準適合製品を選択する。
［アドレス：http://www.gpn.jp/econet/］
③　カタログ等に掲載されている製品情報の中で、森林認証の認証マークにより合法性が証明されている製品を選択する。
※　参考：主な環境ラベル及び森林認証

SGEC　（『緑の循環』認証会議）

FSC（森林管理協議会）

PEFC（PEFC 森林認証プログラム）

森林認証とは
第三者機関が一定の基準を基に、適切な森林経営等が行われている森林を認証し、当該森林から産出された木材を区分することにより、消費者が選択的にこれらの木材を選別し購入することができるようにする民間主体の制度

④　カタログ等に掲載されている製品情報の中で、合法性の確認について明記されている製品を選択する。
⑤　上記の①～④の方法で確認できない場合、メーカー等に合法性の確認(※)を行い、確認がされている製品を選択する。
※　合法性を証明する書類(様式は任意)の提出を求め、書類により確認を行う。

３　合法木材供給事業者の認定について　（公共工事）

（一社）全国木材組合連合会提供の「合法木材ＮＡＶＩ」等で、合法木材供給事業者認定団体が認定した事業者の情報等を参考に、木材製品を調達する。
［アドレス：http://www.goho-wood.jp/］

別紙3　古紙リサイクル適性ランクリスト

	【Aランク】 紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない	【Bランク】 紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルには阻害とならない	【Cランク】 紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害になる	【Dランク】 微量の混入でも除去することが出来ないため、紙、板紙へのリサイクルが不可能になる
①紙	【普通紙】 アート紙／コート紙／上質紙／中質紙／更紙	－	－	－
	【加工紙】 抄色紙（A）／ファンシーペーパー（A）／樹脂含浸透紙（水溶性のもの）	【加工紙】 抄色紙（B）／ファンシーペーパー（B）／ポリエチレン等樹脂コーティング紙／ポリエチレン等樹脂ラミネート紙／グラシンペーパー／インディアペーパー	【加工紙】 抄色紙（C）／ファンシーペーパー（C）／樹脂含浸紙（水溶性のものを除く）／硫酸紙／ターポリン紙／ロウ紙／セロハン／合成紙／カーボン紙／ノーカーボン紙／感熱紙／圧着紙	【加工紙】 捺染紙／昇華転写紙／感熱性発泡紙／芳香紙
②インキ類	【通常インキ】 凸版インキ／平版インキ（オフセットインキ）／溶剤型グラビアインキ／溶剤型フレキソインキ／スクリーンインキ	【通常インキ】 水性グラビアインキ／水性フレキソインキ	－	－
	【特殊インキ】 リサイクル対応型UVインキ／オフセット用金・銀インキ／パールインキ／OCRインキ（油性）	【特殊インキ】 UVインキ／グラビア用金・銀インキ／OCR UVインキ／EBインキ／蛍光インキ	【特殊インキ】 感熱インキ／減感インキ／磁性インキ	【特殊インキ】 昇華性インキ／発泡インキ／芳香インキ
	【特殊加工】 OPニス	－	－	－
	【デジタル印刷インキ類】 リサイクル対応型ドライトナー	【デジタル印刷インキ類】 ドライトナー	－	－
③加工資材	【製本加工】 製本用針金／ホッチキス等／難細裂化EVA系ホットメルト／PUR系ホットメルト／水溶性のり	【製本加工】 製本用糸／EVA系ホットメルト	【製本加工】 クロス貼り（布クロス、紙クロス）	－
	【表面加工】 光沢コート(ニス引き、プレスコート）	【表面加工】 光沢ラミネート（PP貼り）／UVコート、UVラミコート／箔押し	－	－
	【その他加工】 リサイクル対応型シール（全離解可能粘着紙）	【その他加工】 シール（リサイクル対応型を除く）	【その他加工】 立体印刷物（レンチキュラーレンズ使用）	－
④その他	－	【異物】 粘着テープ（リサイクル対応型）	【異物】 石／ガラス／金物（製本用ホッチキス、針金等除く）／土砂／木片／プラスチック類／布類／建材（石こうボード等）／不織布／粘着テープ（リサイクル対応型を除く）	【異物】 芳香付録品（芳香剤、香水、口紅等）

（注）やむを得ない場合を除き、Aランクの材料を使用するよう配慮すること。

別紙4

平成27年度グリーン購入実績集計表

調査対象期間 : 平成27年4月1日 ～ 平成28年3月31日

部局等区分	
課所等名	
記入者職氏名	
電話番号	

分類		総調達額 年間総調達額 A(円)	うち環境配慮物品調達額 環境配慮物品調達額 B(円)	調達率 調達率 B/A×100(%)	目標 (%)	環境配慮物品以外の物品を購入した場合の理由 (品目名ごとに理由を記載すること)
1	紙類				100	
2	文具類				100	
3	オフィス家具等				100	
4	画像機器等				100	
5	電子計算機等				100	
6	オフィス機器等				100	
7	移動電話等				100	
8	家電製品				100	
9	エアコン等				100	
10	温水器等				100	
11	照明				100	
12	自動車等(自動車を除く)				100	
13	消火器				100	
14	制服・作業服				100	
15	インテリア・寝装寝具				100	
16	作業手袋				100	
17	その他繊維製品				100	
19	災害備蓄用品				100	
20	公共工事(製材)				100	
21	役務(印刷)				90	
21	役務(清掃・機密文書処理・会議運営)				100	
	合計	0	0			

○「**平成27年度環境配慮物品等調達目標**」に記載された品目のうち、調達目標が100%又は90%と記載された品目についてのみ、各分類ごとの年間調達額をAに記入し、そのうち判断基準を満たす物品(環境配慮物品)の調達額をBに記入すること。

○常用物品は計上しない。(会計局会計課において計上する。)

○環境配慮物品以外の物品を購入した場合は、必ず**物品名と理由**を記入すること。 [例:役務(印刷)…写真を掲載するため白色度の高い用紙を使用した(図録)]

参考1

グリーン調達の推進について

グリーン調達とは

調達の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して調達することです。

平成13年4月施行の**グリーン購入法**では、地方公共団体に努力義務があると定められている他、平成17年4月施行の**栃木県生活環境の保全等に関する条例**では、県が策定した調達方針に基づき、物品等の調達を行うよう定めています。

市場を通じて産業のグリーン化を促します

グリーン調達が広がれば環境配慮型製品マーケットが拡大し、市場を通じて企業に環境負荷の少ない製品開発を促すことになります。
グリーン調達は企業を変え、社会を変える力を持っているのです。

グリーン調達への取り組み方 〈ポイント〉

1　所属職員に周知

グリーン調達への取り組みについて、所属全体で考えましょう。

2　必要性の考慮

調達する前に必要性を十分考えましょう。

3　製品等のライフサイクル全体で環境に配慮したエコ製品を調達

製品等の製造から、流通、使用、廃棄、リサイクルまで、どの過程でも地球環境を考えた取り組みがなされていることが必要です。

製品等を調達するときの手順は、以下のとおりです。

調達しようとしている製品等が、「栃木県グリーン調達推進方針」の中で目標として定められているかを**確認**する。（*全庁共有－01 総合　参照*）

製品の　資源採取→製造→流通→使用→廃棄　までのライフサイクル全体で環境に配慮したエコ製品を調達する。

◇「栃木県グリーン調達推進方針」に目標として定められていない製品についても、環境に配慮した製品を積極的に調達しましょう。

環境に配慮したエコ製品の調達判断に活用できる環境情報を、積極的に入手・活用しましょう。

環境省やｸﾞﾘｰﾝ購入ﾈｯﾄﾜｰｸ作成のﾃﾞｰﾀﾍﾞｰｽ、ｶﾀﾛｸﾞ、ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ、環境ﾗﾍﾞﾙ 等

参考２

グリーン調達の判断に活用できる環境情報について

１　情報の入手先

次に掲げるホームページからグリーン調達に係る情報を入手することができます。

①　環境省　グリーン購入法．net

http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/

□　グリーン購入法特定調達物品情報提供システム

グリーン購入法に対応した国等の機関の物品購入に資するため、同法の特定調達物品（判断基準に対応する物品）の情報を提供しています。（現在休止中）

②　グリーン購入ネットワーク

http://www.gpn.jp/

□　エコ商品ねっと

グリーン購入の際に参考にすべき製品の環境情報を掲載したもので、GPN のグリーン購入ガイドラインに則した項目に関する環境情報、グリーン購入法の判断基準への適合、価格、基本性能などの詳細な情報を製品画像とともに提供しています。

③　Green　Station エコマーク商品総合情報サイト

http://www.greenstation.net/

（公財）日本環境協会の監修のもと、エコマーク認定商品だけを集めたエコマーク商品総合情報サイトで、グリーン購入法適合商品も掲載しています。

④　（一財）　省エネルギーセンター　省エネ機器

http://www.eccj.or.jp/machine.html

家電製品、ガス石油機器、パソコン等の省エネ最新情報を提供しています。

□　トップランナー基準

エネルギー消費効率（グリーン調達の判断基準）の情報を提供しています。

□　国際エネルギースタープログラム

省エネルギー基準値（グリーン調達の判断基準）の情報を提供しています。

⑤　環境ラベル等の紹介ページ

http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/f01.html

環境物品を選ぶ際に参考となる環境ラベルを紹介しています。

◇　主なマーク　…　ｴｺﾏｰｸ、再生紙使用ﾏｰｸ、ｸﾞﾘｰﾝﾏｰｸ、間伐材ﾏｰｸ、省ｴﾈﾗﾍﾞﾙ、国際ｴﾈﾙｷﾞｰｽﾀｰﾛｺﾞ、低排出ｶﾞｽ車認定ｽﾃｯｶｰ、燃費基準達成車ｽﾃｯｶｰ、森林認証ﾗﾍﾞﾙ　等

⑥　（一社）全日本文具協会

http://zenbunkyo.jp/

「グリーン購入法（文具類）の手引き（PDF）」が掲載されており、品目の解釈や、品目となる範囲（製品例）等の情報を提供しています。

⑦　（一社）日本オフィス家具協会

http://www.joifa.or.jp/index.html

「グリーン購入法の手引［機器類］」が掲載されており、品目の解釈や、具体例（写真）等の情報を提供しています。

⑧　林野庁

http://www.rinya.maff.go.jp/j/boutai/ihoubatu/cyoutatu.html

「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」が掲載されています。

2 具体的な調達方法 ［調達目標－分類別］

次に掲げる「環境ラベル」（マーク）は、物品等の調達に係る情報として活用することができます。

○ 環境ラベルが表示されている物品等がすべての判断基準を満たしているというわけではありません。環境ラベルに明示された情報（例：古紙パルプ配合率70%）も確認しましょう。
○ 判断基準を満たしていても環境ラベルの表示がない物品等もあります。

① 紙類、役務

古紙パルプ配合率、白色度、塗工量などを指定して発注しましょう。

ｴｺﾏｰｸ

ｸﾞﾘｰﾝﾏｰｸ

再生紙使用ﾏｰｸ

② 文具類、ｵﾌｨｽ家具等、消火器、制服・作業服、ｲﾝﾃﾘｱ・寝装寝具、作業手袋、その他繊維製品

プラスチックの再利用率、廃木材の再利用率、古紙パルプ配合率などを確認しましょう。

ｴｺﾏｰｸ

ｸﾞﾘｰﾝﾏｰｸ

③ 画像機器等、電子計算機等、オフィス機器等

エネルギー消費効率、省エネルギー基準値などを確認しましょう。

ｴｺﾏｰｸ

省ｴﾈﾗﾍﾞﾙ
※緑色は
基準達成

国際ｴﾈﾙｷﾞｰｽﾀｰﾛｺﾞ
※ﾏｰｸ表示は
基準達成

④ 家電製品、ｴｱｺﾝ等、温水器等、照明

エネルギー消費効率を確認しましょう。

省ｴﾈﾗﾍﾞﾙ
※緑色は基準達成

統一省ｴﾈﾗﾍﾞﾙ
※緑色のエリアの星は基準達成

⑤ 自動車等

排出ガス低減レベル及び燃費基準などを確認しましょう。

低排出ｶﾞｽ車
※ﾏｰｸ表示は
基準達成
（☆の数が3つ以上に限る）

燃費基準
※ﾏｰｸ表示は
基準達成

ｴｺﾏｰｸ

参考３ グリーン調達品目指定数一覧

● グリーン調達品目指定数一覧

分類		栃木県															国														
		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
1	紙類	3	8	8	8	8	8	8	8	7	7	7	7	7	7	7	4	9	9	9	8	8	8	8	7	7	7	7	7	7	7
2	文具類	57	77	82	85	86	87	84	85	86	86	87	87	87	87	87	49	66	72	75	76	79	79	81	82	82	83	83	83	83	83
3	オフィス家具等	8	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	8	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
4	画像機器等	7	10	11	12	12	14	17	17	17	18	19	19	19	19	10	7	10	11	12	11	13	17	17	17	18	19	19	19	19	10
5	電子計算機等															4															4
6	オフィス機器等															5															5
7	移動電話等									2	2	2	2	2	2	3									2	2	2	2	2	2	3
8	家電製品	5	5	5	6	6	6	6	6	7	7	7	7	7	7	7	5	5	5	6	4	4	5	5	6	5	6	6	6	6	6
9	エアコン等	1	1	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	1	1	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
10	温水器等				4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4				4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
11	照明	2	2	2	2	2	3	3	5	5	5	5	5	5	5	5	2	2	2	2	2	3	3	5	5	5	5	5	5	5	5
12	自動車等	1	3	3	3	3	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	1	3	3	3	3	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
13	消火器					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	制服・作業服	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3
15	ｲﾝﾃﾘｱ・寝装寝具	4	7	7	7	9	9	10	10	10	10	10	10	10	10	11	4	7	7	7	9	9	10	10	10	10	10	10	10	10	11
16	作業手袋	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
17	その他繊維製品			3	3	3	3	3	3	3	7	7	7	7	7	7			3	3	3	3	3	3	3	7	7	7	7	7	7
18	設備	3	5	5	5	5	5	6	6	7	7	7	7	7	7	7	3	4	4	4	4	4	5	5	6	6	6	6	6	6	6
19	災害備蓄用品								6	6	6	6	6	10	10	10								6	6	6	6	6	10	10	10
20	公共工事	11	25	39	48	51	52	51	52	56	60	61	61	61	61	62	11	28	41	53	55	58	57	58	62	66	67	67	67	67	68
21	役務	2	4	4	5	5	7	9	13	14	15	16	16	17	18	18	2	4	4	5	5	7	9	13	14	15	16	16	17	18	18
計		107	160	184	204	211	220	223	237	246	257	261	261	266	267	270	100	152	176	199	201	214	222	237	246	256	261	261	266	267	270

○平成14年度「分類【納入印刷物】」が「分類【役務】」に編入 （分類数は１４→１３に変更）
○平成15年度「分類【エアコン等】」「分類【その他繊維製品】」が追加 （分類数は１３→１５に変更）、「分類【家電製品】」のエアコンは「分類【エアコン等】」へ別掲
○平成16年度「分類【温水器等】」が追加 （分類数は１５→１６に変更）
○平成17年度「分類【消火器】」が追加 （分類数は１６→１７に変更）
○平成19年度「分類【機器類】」が「分類【オフィス家具等】」へ分類名変更
○平成20年度「分類【防災備蓄用品】」が追加 （分類数は１７→１８に変更）
○平成21年度「分類【移動電話】」が追加 （分類数は１８→１９に変更）
○平成26年度「分類【防災備蓄用品】」が「分類【災害備蓄用品】」へ分類名変更
○平成27年度「分類【OA機器】」が「分類【画像機器等】」「分類【電子計算機等】」「分類【オフィス機器等】」に分割・再編 （分類数は１９→２１に変更）、「分類【移動電話】」が「分類【移動電話等】」へ分類名変更

● 国との比較

	分　類	県のみ指定	国のみ指定
2	文具類	紙ひも 下敷 紙筒 吸取紙	
8	家電製品	ビデオテープレコーダー	
18	設備	風力発電システム	
20	公共工事	エコスラグ（一般廃棄物及び下水汚泥）	銅スラグを用いたケーソン中詰め材 フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材 地盤改良用製鋼スラグ 高炉スラグ骨材 フェロニッケルスラグ骨材 銅スラグ骨材 電気炉酸化スラグ骨材
	計	7	7